平成29年12月13日(水曜日)

議事日程第1号

平成29年12月13日(水曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第82号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制 定について
- 第 5 議案第83号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第84号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の 一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第85号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例制定について
- 第 8 議案第86号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第87号 八峰町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関 する条例の制定について
- 第10 議案第88号 八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設条例制定について
- 第11 議案第89号 八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第12 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第13 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第14 議案第92号 平成29年度八峰町一般会計補正予算(第7号)
- 第15 議案第93号 平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2 号)
- 第16 議案第94号 平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第17 議案第95号 平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 第18 議案第96号 平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)
- 第19 陳情第 8号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情 について
- 第20 陳情第 9号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見 書採択に関する陳情について
- 第21 陳情第10号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇 改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書について
- 第22 陳情第11号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書について

出席議員(12人)

1番 鈴 木 一 彦 2番 笠 原 吉 範 3番 水 木 壽 保 4番 須 藤 5番 腰 Ш 良 悦 6番 柴 正 高 正 人 田 7番 皆 津 JII 鉄 也 8番 嶋 宣美 9番 菊 地 薫 10番 山 本 優 人 11番 門 脇 直 樹 12番 芦 崹 達 美

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 加 藤 和夫 副 町 長 伊藤 進 長 葉 良一 総務課長 教 育 千 佐々木 高 会 計 課 長 一夫 志 吉 田 企画財政課長 鈴木正 広 智 正 明 福祉保健課長 堀 江 教育次長 日沼 農林振興課長 佐々木 喜兵衛 産業振興課長 米 森 伴 宗 建設課長 嶋 勝比古 農業委員会事務局長 阿部 克 之 石 学校教育課長 節 雄 生涯学習課長 工藤 悦 Ш 本 金 孝 学校給食センター所長 大 高 利 美 あきた白神体験センター所長 佐 藤 博 孝 企画財政副課長 和 平 勇 人 農業振興副課長 浅 田 善 内 建設副課長 Щ 直 光 沢目子ども園長 川尻 滝 子 塙川子ども園長 堀 江 千 秋 八森子ども園長 大 坂 江利子 議会事務局長 藤田吉孝 書 記 吉元 和歌子

午前10時00分 開 会

○議長(芦崎達美君) おはようございます。傍聴者の皆さんには、寒いところご苦労様でした。

それでは、ただいまより平成29年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番嶋津宣美君、9番 菊地 薫君、10番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長(鈴木一彦君) おはようございます。議会運営委員会の委員長 鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では去る11月14日及び12月7日の2日間、議長同席のもとに議会運営委員会を開催し、11月8日付で議長から諮問のあった平成29年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から15日までの3日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長(芦崎達美君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から15日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 15日までの3日間に決定しました。 日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 皆さんおはようございます。

本日、平成29年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご 多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、平成30年度当初予算編成について申し上げます。

日本経済は、米国経済が堅調な拡大を続けているほか、中国及び欧州の経済成長に伴う外需が国内景気を牽引し、国内企業収益は過去最高の水準となり、雇用も大きく改善して、有効求人倍率は全国47都道府県全てで1倍を上回り、地方においても人手不足感が高まっております。人手不足を背景とする所得の向上が家庭消費を促し、企業業績も堅調なことから、戦後2番目に長い景気回復が続いておりますが、地方においては景気回復の実感が乏しいのが実態であります。

こうした中、国の平成30年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2016」に盛り込まれた「経済・財政一体改革の集中改革期間」の最終年度となり、地方財政については、「地方経済の好循環の拡大と地方の一般財源総額の確保」、「ICTによる経済成長の実現」、「暮らしやすく働きやすい社会の実現」、「防災・減災、復旧・復興」、「国民にとって効率的で利便性の高い行政基盤の確立」を5つの柱として掲げております。

地方交付税については、高齢化に伴う医療・年金等の社会保障費が膨らむことが見込まれることから、地方交付税を平成29年度の総額から4,000億円余り減額し、社会保障分野に振り向けることになっております。これにより、地方交付税は前年比2.5%の減となることから、減少分を臨時財政対策債の発行を増やして補うことにし、地方財政の総額を確保することとしているものの、八峰町においては、合併算定替えの縮減開始から3年度目にあたるため、縮減率が5割となり、縮減額は1億800万円で、算定替えの影響額だけで平成29年度比で4,300万円の減となる見込みとなっております。

八峰町の平成30年度当初予算編成にあたっては、普通交付税の段階的縮減が既に始まっていることから、新規事業は極力抑制するとともに、効果の薄れた事務事業の廃止・縮

小に集中的に努めることや、平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」で示された方針に基づき、遊休施設の除却を計画的に進め、維持管理費の縮減を図っていくこととしております。

一方、「第2次八峰町総合振興計画」は、進捗度を図りながら同構想・計画に基づいた事業を着実に実行することで、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成することとしております。中でも、国の「地方創生関連事業」や県が新たに策定する「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく新規補助事業は積極的に活用し、町が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく産業振興や移住・定住対策、少子化対策に向けた取り組みを積極的に推進することとしております。今後発表される地方財政対策などとの整合性を図りながら、2月中旬までに新年度予算の原案を取りまとめたいと考えております。

次に、公共交通確保対策事業について申し上げます。

はじめに、路線バス関係の補助事業についてでありますが、秋田県生活バス路線等維持費補助金について、運営収支がまとまり補助金額が確定いたしました。岩館線でありますが、平均乗車密度が上昇したことから補助金額は減額となっております。また、大久保岱線は、車両購入により減価償却費が増になったことが主要因となり、補助金額は増額となっております。路線バス関係補助金全体では、前年を下回りました。また、路線バス町補助金から県補助金を控除した一般財源の8割が、特別交付税で措置されることになっております。

次に、タクシー運行助成金についてであります。

公共交通確保対策事業として、通学児童輸送と併せてタクシー1台を八森駅に常駐させておりましたが、タクシー会社に委託した通学輸送が、児童の転居や転出により2学期より廃止されております。これによりタクシー運行の赤字分が膨らむこととなり、タクシー運行助成金の増額が必要となりました。このたび事業者と赤字補てん分の金額の調整が整い、路線バス関係の補助金と同様に本定例会に関連の補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

秋の火災予防運動期間初日の11月5日、塙地区において消防総合訓練を実施し、住民による火事ぶれと119番通報、バケツリレーによる初期消火活動に続いて、消防団員による火災防ぎょ訓練などを行いました。小雨混じりに加え、気温7度と冷え込みが厳しい早朝にもかかわらず、多くの住民の方々から参加していただきました。今回の訓練は、

現場での消火活動を臨機応変に対応するため、通常一線で行う小型ポンプでの放水を、 二股分岐を使用して二線に切り替える訓練を実施したほか、春の訓練同様、八峰署から は防ぎょ訓練の状況をわかりやすく解説していただきました。ご協力くださった塙自治 会の皆様をはじめ消防団、消防署、交通指導隊など関係者の皆様には、心からお礼申し 上げます。

運動期間前の10月26日に、峰浜地区でガスコンロから衣服に着火する火災が発生し、 今年の火災発生件数は3件となっておりますが、これから年末年始にかけて火災が多発 するシーズンを迎えることから、今後も町民と一体となって火災予防運動を展開してま いります。

9月14日午後6時頃、八森地区の磯村川をさかのぼるように突風が発生し、業者の資材置き場兼作業場が全壊したほか、周辺の住宅3件でも窓ガラスや屋根の一部が破損する被害がありました。この突風により飛散したトタンが電線や電話線にかったため、一時停電や電話が不通となりましたが、停電は当日、電話の不通状態は翌日に解消されております。また、この突風による農作物被害は、水稲が倒伏したことによる25万6,000円となっており、突風が通過したと思われる磯村川沿いで発生しております。

次に、台風18号についてでありますが、大型で強い台風18号が暴風域を伴ったまま、9月17日から18日にかけて日本列島を北上し、秋田県沿岸をかすめるように縦断しました。この台風により本町でも同日夕方から雨が降り出し、風も次第に強さを増し、18日4時42分に瞬間最大風速29.9mを記録しております。

本町の対応でありますが、17日午後5時に災害対策連絡部を設置、18日午前4時14分に波浪・高潮警報が発表され、台風の通過が満潮時と重なることなどから、連絡部を災害対策警戒部に切り替えて警戒にあたったほか、町消防団にも地域の巡回と被害情報の提供などをお願いしました。警戒部は、18日、当町に出されていた全ての警報が注意報に切り替わったのを受け、午後5時に解除しております。

被害の状況でありますが、果樹を中心に約122万4,000円の農業被害となりました。また、空き家や物置小屋等などで屋根の飛散や窓ガラスの破損があったほか、数か所で倒木等による道路の通行止めもありましたが、早期に復旧しております。

次に、峰浜地区の80代の男性が11月13日から行方不明となっております。ご家族からの依頼を受け、同日午後6時30分に遭難対策本部を設置し、八峰消防署、消防団、警察、地域住民の協力のもと捜索を行ったほか、防災行政無線や新聞での情報提供なども行い

ましたが、残念ながら本日まで発見に至っておりません。

秋の行政協力員会議を11月22日、峰栄館において開催し、各自治会から出された側溝の改良や街灯の設置などの要望38件について、それぞれ町の考え方を示し意見交換を行ったところであります。実施可能なものについては今後の予算に反映させたいと考えております。

11月25日、八峰中学校体育館において第6回八峰町交通安全大会を開催しました。この大会は隔年で実施しているもので、町民や能代警察署、交通安全関係団体などから約140人が出席し、飲酒運転や無謀運転の徹底追放などを掲げた大会宣言を採択し、功労者表彰、児童生徒の交通安全優秀作文発表、歩行シミュレータ体験などを行い、交通安全意識の高揚を図ったほか、秋田県警察音楽隊からはバンド演奏を披露していただきました。

次に、交通死亡事故についてご報告申し上げます。

11月30日午後11時2分頃、滝の間の国道101号を歩行中の女性が乗用車にはねられた事故で、被害に遭われた女性は医療機関の懸命な治療も及ばず、翌12月1日にお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

継続しておりました交通死亡事故ゼロは1787日で途切れましたが、今後も関係機関の ご協力を得ながら町民一丸となって交通安全に取り組んでまいりますので、議員の皆様 方からもご指導、ご協力をお願い申し上げます。

9月9日から12日までの4日間、「ねんりんピック秋田2017」軟式野球交流大会が八峰町峰浜野球場を会場に、全国から6チーム、90名の選手の参加により熱戦が繰り広げられました。10日には秋田市チームを除く5チームの参加による歓迎レセプションも開催され、我が町自慢の地魚や地元食材を使用した料理や地酒で交流を深めました。また、各チームによるエール交換なども行われ、交流大会にふさわしいレセプションとなりました。最終日は残念ながら雨のため試合は行われませんでしたが、けが人もなく、無事終了しております。開催にあたり、ご協力いただきました八峰町野球連盟をはじめ八峰町商工会や八峰町観光協会の皆様に深く感謝申し上げます。

10月14日には、八峰町文化ホールを会場に「心といのちを考えるフォーラム」が開催されました。ライフリンク代表の清水康之氏から「誰も自殺に追い込まれることのない(生き心地のよい八峰町)をめざして」と題してのご講演に続き、「生き心地のよい八峰町をめざして」(自殺対策私たちにできること)をテーマに秋田大学の佐々木久長先

生を交え、私と3人で対談を行っております。「自殺対策は地域や社会づくりである」 ことや「心のふれあいサポーター」や「ゲートキーパー」の養成、地域のマンパワーを 結集して自殺対策に取組むことなどが提起され、参加者に自殺予防活動の大切さが理解 されたものと思います。

次に、イベント等の開催状況について報告します。

10月 1 日、あきた白神駅開設 20周年を記念して「あきた白神駅まつり」が八峰町緑地等管理中央センター駐車場を主会場に盛大に開催されました。当日は、開会セレモニーに続き、JR秋田支社吹奏楽部による演奏などの催しが繰り広げられたほか、地元特産品やJRグッズが当たる抽選会も行われました。また、「食のテント村」ではだまこ鍋などが出店したほか、特設会場ではミニSLが運行されるなど、会場は大いににぎわいを見せ、約1,500名が来場しました。

来年は白神山地25周年を迎えることから、現在、県と能代山本の1市3町と地域振興局などの関係機関で、記念イベント開催に向け協議しております。引き続き、あきた白神駅等を拠点とした観光イベント等を企画しながら、更なる誘客を図り、地域の観光振興に努めてまいります。

次に、「首都圏特産品フェア」について報告いたします。

このイベントは、八峰町の農林水産物や加工品を首都圏でPRし販売促進に繋げるために行っているもので、今年で4年目を迎えました。9月5日から「武蔵小山パルム商店街」で、10月4日から「神奈川県弘明寺商店街」で、いずれも3日間にわたり開催し、町内で生産された農産物や果樹、水産加工品など、31種類、28品目のPRと販売を行いました。武蔵小山での出店は3回目ということで、心待ちにしていた方も多く、3日間で約700人もの方が商品を購入し、準備した商品はほぼ完売しております。一方、弘明寺商店街は今回初めて出店した場所で、近くに安売りの八百屋さんなどが多くあり売れ行きが心配されましたが、むしろ地元よりも高い値段であっても、品質がよい、おいしいということで、開催中、同じ人が何度も足を運んでくださるなど、ほぼ全ての商品を早々と完売し、これまでの最高額53万円を売り上げております。

これまでの「首都圏特産品フェア」で得たデータやノウハウ、今回の販売でギバサと エゴマ味噌など健康食材が即時完売したことなどの実績をもとに、今後の首都圏での地 元農林水産物や加工品の販売促進、新たな加工品づくりなどに生かしてまいります。

次に、10月7日、8日の2日間にわたりポンポコ山公園で行われた、食の祭典「はっ

ぽうんめものまつり」についてご報告いたします。

11回目を迎えた今回は、町内から15店舗、町外から25店舗、合計で昨年より5店舗多い40のグルメ店が参加しました。あいにく初日は朝から雨に見舞われ、約5,000人とやや振るいませんでしたが、2日目は天気も快晴で、約1万1,700人が訪れ、一時、国道101号線の須田からポンポコ山入口まで渋滞が発生するほどでした。また、まつり会場では、北海道・東北のスイーツセレクションや海鮮まつりなど新たな取り組みが行われ、会場は近年にないにぎわいを見せ、売り上げも1,000万円を超え、昨年の670万円を大きく上回りました。企画・運営に携わった実行委員会はじめ、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、恒例となりました国盗り網引き合戦が2日目に行われ、深浦町と鰺ヶ沢町で組織する青森県に3連敗、逆転勝利を目指した「深浦チャンチャンまつりと深浦牛まつり」でも残念ながら負け越し、平成30年度から観光的県境が、これまでの青森県の「十二湖駅」から「お殿水」へ南下することになりました。今後も、ルート101で繋がる3町の絆を深めながら、観光を通した地域振興に努めてまいります。

次に、今季のハタハタ漁について報告いたします。

ハタハタ資源は、平成25年以降減少傾向が顕著となり、今季の秋田県の漁獲対象資源量は、昨年より100 t 少ない1,800 t 程度と、ここ2年間100 t ずつ減少しており、大変厳しい状態となっております。この状況を受け、県や漁業関係者で構成する「ハタハタ資源対策協議会」では、今季の漁獲枠を昨年比10%減の720 t とし、そのうち430 t が沿岸の季節ハタハタ漁の漁獲枠としております。北部総括支所管内の漁獲枠配分は、昨年を7.1 t 下回る95.6 t と厳しい漁獲制限となっております。

今季の季節ハタハタ漁の網入れは、時化の影響で11月27日正午を待って、次々と刺し網・定置網が投入されました。初漁は昨年よりも4日遅い12月4日でしたが、八森漁港でわずか1.1kgの水揚げに終わり、時化が続いた影響もあり2回目の水揚げがあったのが7日で、八森・岩館漁港合わせてわずか19.2kgにとどまっており、それ以降の水揚げは確認されておりません。漁業者によると、沖合の底曳き網漁が順調なことから、八森・岩館沿岸への本格的な接岸は、11日からの暴風波浪警報による時化が落ち着いてからではないかと見込み、大きな期待を寄せているところです。

この町を代表するハタハタをPRするイベント「第7回秋田・鳥取、食の祭典ハタハタフェスティバル」が、12月2日、3日、東京のお台場で開催されました。会場が国際

展示場への通路であり、しかも天候にも恵まれたことから、両日とも開店の10時には会場全体が多くのお客様でにぎわいました。

町のブースでは、関東ふるさと会が「ハタハタしょっつる鍋」を販売し、初日から本場の味を求めて行列をつくり、午後1時30分には準備した「しょっつる鍋」約280杯を完売しております。2日目はリピーターも多く、開店の10時前からお客様が並び、準備した約250杯は12時30分に早々と完売しております。「しょっつる鍋」は、お客様の投票でハタハタ料理のチャンピオンを競う、第5回ハタ1グランプリにもエントリーしており、当町は見事3年連続4回目の優勝を果たしました。その要因は、町で水揚げされた生ハタハタと、ハタハタ吟醸しょっつる、豆腐、ネギなど、全ての素材を地元産にこだわった逸品であることが受け入れられたものと思います。また、同時に出店した鈴木水産のハタハタ寿司や日本白神水産のアワビ製品も好評でありました。

2日間、出店にご協力いただきました関東ふるさと会の皆様に深く感謝申し上げます。 次に、同じく12月2日、3日に東京国際フォーラムで開催された「町イチ村イチ2017」 について報告いたします。

このイベントは、全国町村会が「町村から日本を元気にする」をテーマに2011年から隔年開催しているもので、4回目を迎えた今回は、特産品販売やご当地グルメが飲食できるブースなどに、全国各地から約341もの町村が参加し、町村の魅力を発信することができました。八峰町からは、しょっつるや塩もろみ、ソバサブレなどのはっぽううまし商品のほか、白神あわびなどのPRと販売を行いました。中でも、試食を準備した「エゴマ味噌」は、健康ブームと関東ふるさと会の熱心な売り込みにより、準備した41個を完売するなど好評で、ブースの前には常に人だかりができ、町のPRが十分にできたものと判断しております。

次に、ジオパークの活動状況について報告いたします。

10月25日から27日までの3日間、東北では初開催となる「日本ジオパーク全国大会」が男鹿半島・大潟ジオパークを主会場に開催されました。大会には全国各地から1,000人を超える関係者が集まり、ジオパーク活動への取り組みを強化することを確認しております。

26日から27日にかけては、県内のジオパークの見所を巡るジオツアーが行われ、八峰 白神ジオパークでは「白神の神秘を巡る~白瀑神社と十二湖めぐり~」のツアーを担当 しました。26日の夜は宿泊先のホテルでレセプションを行い、38名の参加者のおもてな しをしたところです。翌日、参加者はジオガイドの案内を受けながら、十二湖と椿海岸柱状節理群、白瀑神社を見学しました。このうち白瀑神社では、ガイドを能代高校科学部部員16名の生徒が務めるというサプライズ演出に、参加者も目を輝かせて聞き入る姿が見られました。この地元の高校を巻き込んだ活動は、参加者から高い評価を得ております。

今回のジオツアー成功にご尽力された八峰白神ジオパーク推進協議会の皆様はじめ、 ご協力くださいました関係各位に深く感謝申し上げます。

1年後には再認定審査があることから、今回のように高校生を巻き込んだ活動を継続 しながら、町民と一体となったジオパーク活動を進め、再認定を目指してまいりますの で、議員の皆様には、なお一層のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、平成29年産米の作柄概況ですが、農林水産省が12月5日に発表した秋田県の作況指数は、昨年より5ポイント低い99の「平年並み」となりました。県北地域も99の「平年並み」となり、10 a 当たり収量は、昨年より17 k g 少ない556 k g と確定しました。今年は、全もみ数は平年に比べ「やや多い」となったものの、登熟が8月の低温・日照不足の影響により「やや不良」となったことが、昨年より収量が減少した要因となっております。

次に、平成30年産米への取り組みについてであります。

いよいよ来年度から、国の農政改革により「行政による生産数量目標の配分に頼らない生産体制」に移行することになったところです。これに伴い、県では「需要に応じた米生産の実施に向けた取り組み」として県段階の「生産の目安」を提示することとし、12月1日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催し、県全体の生産の目安を「40万8,700t」とすることを決定し公表したところであります。

これに先立ち、八峰町農業再生協議会では、去る11月13日に臨時総会を開催し、県の生産の目安に対応した取り組み方針を決定したところであります。取り組み方針の主なものは、「生産の目安は協議会が算定する」、「再生協議会長名で生産者へ提示する」、「算定方法は、県段階での生産の目安から町全体の生産量の目安を算定することを基本とする」等々であります。今後、目安の算定作業を進め、来年1月中には再生協議会を開催し、生産の目安を決定していただき、農家へ提示する予定であります。

次に、クマ、猿の有害駆除実施状況について申し上げます。

今年は、県内各地で毎月のようにクマによる人身被害が発生するなど、人里近くへのクマの出没・目撃情報が多発したところです。特に9月23日には、青森県弘前市の男性が真瀬川で渓流釣りの最中に熊に襲われ、大けがをする人身被害が発生しております。町でも春先からこれまで多くの目撃情報が寄せられ、その都度、状況に応じて猟友会員による緊急出動や定期巡回、捕獲、オリの設置、防災無線による注意喚起などに努めてきたところです。今年11月末現在のクマの捕獲状況は、銃器で8頭、オリで27頭、合計35頭の実績となっております。

また、猿害対策については、町やサル被害者の会、猟友会、自治会、農業者団体などで組織する「猿害対策地域協議会」が主体となって、猿の捕獲や追い上げ、被害防止対策を実施しており、特に町と猟友会で組織する「鳥獣被害対策実施隊」は、5月から10月に週2回定期的に巡回し捕獲や追い上げを行っているほか、被害情報や出没情報を町に提供し、オリの設置に役立てるなど、成果を得ているところです。今年11月末現在の猿の捕獲状況は、オリで9頭、銃器で29頭、合計で38頭の実績となっております。

次に、ナラ枯れの発生状況について申し上げます。

町では平成27年度に初めて31本のナラ枯れが確認され、全て駆除したところです。平成28年度はさらに被害が拡大し、229本のナラ枯れが確認され、今春89本を駆除したほか、ナメトコ沢で試験的に樹幹注入を行っております。

なお、管内では平成28年度に能代市と三種町、平成29年度には藤里町でも被害が確認されおり、能代山本1市3町で被害が急激に拡大していることから、山本地域振興局と連携し9月に現地調査を行うとともに、県ではヘリを飛ばして写真撮影し被害を確認したところです。調査の結果、管内では4,531本の被害を確認。うち八峰町は4,246本、能代市は156本、三種町は128本、藤里町は1本の被害状況となっております。

町では、被害本数が余りにも多いことや道路もなく機械も入れない場所、急斜面で作業的に危険な場所などが多いことから、駆除できるのは限られてくると考えております。 このため、道路沿いの景観に配慮したもの、補助対象となる被害木を主体に、今年度中に一部を伐採するほか、来年度予算で春作業と秋作業に分けて伐採駆除したいと考えています。

次に、未来づくり交付金事業について申し上げます。

おがる八峰しいたけプロジェクト事業で進めているホダ製造棟や事務所棟、1次培養棟、2次培養棟、栽培棟などの建築工事は終了し、現在は外構工事の仕上げ段階に入っ

ているところです。1月から試験操業できるよう、今議会に「八峰町菌床しいたけホダ 生産・栽培研修施設条例」の制定及び「公の施設の指定管理者の指定」について提案しておりますので、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、菌床しいたけ栽培の新規就農者について町の広報で募集中ですが、現在のところ町外から30代の男性2名が申請書を提出しており、来年4月からの研修に期待を寄せているところであります。

次に、農業委員会関係について申し上げます。

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会が農地利用の最適化、いわゆる担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが、より鮮明に位置づけられました。水田の転作制度が終了し、自己保全管理していた農地の多くが遊休農地化していくことが予想されることから、区域ごとに農地利用最適化推進委員を新たに設置し、その体制を強化していきたいと考えております。

また、農業委員は、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、公選制から議会の同意を要件とする町長の任命制に選出方法が変更されております。農業委員は、公選13名、推薦5名、合わせて18名の定数を13名とし、新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数も13名とする条例案を本議会に提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、今冬の除雪体制について申し上げます。

去る10月17日に八峰町除雪会議を開催し、今年度の除雪業務の変更点を周知した上で、 除雪基準や除雪体制、注意事項の確認を行うとともに、除雪オペレーターの健康管理に 配慮しハードワークによる人為的事故が発生しないよう、委託業者へ指導いたしました。

今年度から除雪業務の効率化、適正化に加え、事務作業の簡素化を図ることを目的として、GPSを利用した「除雪業務管理システム」を導入いたします。このシステムは、除雪車両等の稼働時間や走行ルートを記録し、その内容を直接パソコンに取り組むことで日報等を自動作成するものであります。管理システムを導入するにあたり委託業者の協力が不可欠であることから、改めて「除雪業務管理システム」操作説明会を開催し、理解を深めていただきました。

冬期間における道路交通の安全確保は、住民の命と日常生活に直接影響を与える重要 事項でありますので、幹線道路はもとより、それぞれ張り巡らされた生活路線も含め、 きめ細やかな対応に努めてまいります。

次に、住宅リフォーム支援事業についてであります。

今年度は需要の掘り起こしを目的に補助金交付要綱を見直し、補助対象工事費の下限額をこれまでの50万円から30万円に引き下げ、さらに下水道新規加入者への支援も加えました。その結果、平成25年度以降、申請件数、対象工事費及び補助金額のいずれも減少し続けていたものが、今年度は11月中旬で既に前年度1年間の申請件数を上回る50件に達し、対象工事費においては前年同期に並ぶ9,000万円を超え、制度の見直しによる事業効果が明らかです。住民の快適な居住空間の確保と定住化を図り、併せて町内建築業者の受注拡大と地域経済の活性化に向けた取り組みとして、引き続き住宅リフォーム支援事業の活用を促してまいります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、子ども園についてであります。

峰浜地区統合子ども園につきましては、今年度6月定例議会においてご報告申し上げたとおり、昨年度末「峰浜地区子ども園のあり方に関する検討会」からの「統合すべき、更に園舎は新築すべき」との答申をもとに、統合の時期、建設場所、そして認定こども園への移行などを早急に検討することとして、7月25日に議会をはじめ保護者、地域の代表者に加えた有識者等による「峰浜地区子ども園建設等検討委員会」を設置し、統合子ども園の建設候補地、建設時期、そして子ども園の運営について検討していただきました。その結果、建設候補地は環境整備が整い、園児の安全性が確保できることや、沢目、塙川両子ども園の中間位置を考慮し峰栄館周辺とすること、建設時期については、できるだけ早い時期に、そして運営については八森子ども園と同様、幼稚園と保育所の長所を併せ持つ「幼保連携型認定子ども園」へ移行することの内容で、10月18日に提言されました。

教育委員会といたしましても、沢目、塙川両子ども園とも建設から30年以上経過しており、老朽化と少子化が顕著であること、さらには、社会情勢の大きな変化やニーズの多様化が見られることを踏まえ、建設地、建設時期等について検討し計画してまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン!」について申し上げます。

10月1日、「第4回ふるさとあきたラン!」が男鹿市で開催されました。市町村単位で構成された34チームが参加して行われ、当町のチームは総合で昨年より順位を2つ下げ

て32位、町部門では昨年と同順位で10チーム中9位でした。さまざまな行事が重なった 上に、けがなどで選手の確保が難しく出場自体が危ぶまれた中での成績ですので、十分 健闘していただいたと感じております。選手及び選手の保護者、そして協力いただいた 八峰町陸上競技協会の皆様に感謝を申し上げる次第です。

次に、町内で開催された主なスポーツイベントについて報告いたします。

10月9日の体育の日、八峰町体育協会と八峰町公民館主催の「第12回八峰町シーサイドロードレース大会」が開催されました。町内の小中学生を中心に、昨年とほぼ同数の240名が参加して、親子の部、2km部、5km部に分かれて海岸道路を駆け抜けました。レース後、毎年恒例のお楽しみ大抽選会も行われ、盛会裏のうちに終了することができました。

なお、今年は中学校女子2kn部で大会新記録を3名のランナーが更新し、大いに盛り上げていただきました。

11月12日には、第11回八峰町民バレーボール大会を八森体育館で開催しました。昨年と同じ7チームの参加でしたが、好プレーの続出に会場は終始大きな歓声に包まれておりました。このような大会は地域コミュニティを元気にするよい機会ですので、今後も参加チームが1つでも増えるように呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ少年団の県大会等出場について報告いたします。

学童野球では、8月に八森ブルーウェーブが読売全県選抜さわやか野球大会に出場、 9月にも同じく八森ブルーウェーブが東北学童軟式野球新人戦秋田県大会に出場して準 優勝、10月には峰浜スピリッツが秋田県小学生新人戦に出場するなど、輝かしい実績を 上げております。これらの経験が来季にも繋がっていくものと期待しているところです。

次に、ことぶき大学の行事について報告いたします。

10月5日、雨天により、ことぶき大学運動会を峰浜土床体育館で開催しました。240名の参加者が、バケツリレーやじゃんけん競争などさまざまな種目に挑戦しました。会場は終始笑い声に包まれ、心身ともに健康になったようでした。

また、10月3日には八森小学校への一日体験入学に141名が、10月17日には峰浜小学校への一日体験入学に136名がそれぞれ参加しております。

さらに、11月16日には「ことぶき大学健康講話並びに芸能発表会」に300名が出席し、 千葉県成田市の長寿院住職で「NPO法人自殺予防ネットワーク風」理事長でもある篠 原鋭一氏による講話「人生は各駅停車の旅」を受講した後、芸能発表会でそれぞれの特 技や芸能を披露し合いました。講話では、楽しく、ためになる話に元気づけられ、芸能発表会では演目ごとに会場が大きな拍手で包まれ、出席した大学生にとって充実した一日となったようでした。

次に、第12回町民文化祭について報告いたします。

11月3日から11月5日までの3日間、ファガスと峰栄館に書道、絵画、墨絵、俳句、写真、生け花、手芸など約1,400点が出品され、会場を訪れた多くの町民の方々から鑑賞していただきました。

11月5日の日曜日には八峰町文化ホールで芸能発表会を開催し、和太鼓、踊り、大正琴、カラオケ、コーラスなど、22演目が披露されました。日頃の練習成果を思う存分に発揮していただき、出演者も観客も大いに盛り上がった発表会となりました。

また、芸能発表会に先立ち、「第4回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を執り行いました。今年は県内10小学校から330点の応募があり、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞などに15名の方が入賞し、当日は、うち11名の方からご出席をいただいて表彰式を行いました。なお、地元小学生の応募作品は、ファガス、峰栄館の展示会場に貼り出しており、多くの町民の方が見入っていて好評を博しておりました。

次に、歴史講演会について報告いたします。

11月3日文化の日に、永瀬福男氏を招いて「八峰町の大むかし」と題した講演を行っていただきました。永瀬氏は県埋蔵文化センター社会教育主事や渟城第一小学校長を歴任された方で、県内埋蔵文化財の第一人者でもあります。発掘調査資料をもとに八峰町の旧石器時代、縄文時代、弥生時代の生活環境などについて、わかりやすく丁寧に説明していただきました。なお、永瀬氏は、塙川小学校、塙川中学校に在籍していたこともあって、当日は知人の方も含めて55名もの受講者でにぎわいました。

次に、昨年より運行を開始した移動図書館車の運行状況について報告いたします。

「としょカーん」は、2週間に1回の割合で各集落や要望のあった事業所等を回っております。昨年10月からの1年間の貸し出し実績は延べ7,318冊、延べ利用者数は1,977人で、1日当たり貸し出し冊数は約30冊、利用者数は約8人となっております。今後も、交通手段等で図書室利用が困難な方を中心に、積極的な利用を呼びかけてまいります。

なお、「としょカーん」の運行をはじめ、図書室の各種イベント、読み聞かせの会「かもめ」の読書 P R 活動等もあって、図書利用の実績は今年も順調に伸びているところです。

次に、あきた白神体験センターの11月までの利用状況について申し上げます。

宿泊利用者は4,405人、昨年比で214人の減、日帰りの利用者は2,504人で、237人の減となっています。宿泊利用者の内訳は、小学生が2,004人、中学生が713人、高校・大学生が527人、大人が1,161人であります。学校利用は全県各地から73校、4,574人の利用があり、昨年比4校、473人の減となっています。利用収入は1,347万8,000円で、昨年より59万円の減収となっています。しかしながら、昨年度は特に利用状況がよかったことから、今年度の収入は過去5年間と比べても昨年度に続く2番目に高い収入となっており、利用状況は横ばい状態と考えております。

ご存じのとおり県内の学校数・児童生徒数は年々減少しており、体験センター開設当初と比べると、公立学校では小学校で82校、1万3,365人、中学校で19校、8,140人減少しており、今後もこの傾向は続くものと推測されます。児童生徒の減少は直接運営に影響しますが、それとは裏腹に、近年「青少年期の体験活動が豊かな人生の基盤となり得る」ことに注目が集まっており、体験センターの役割はますます重要となっております。利用者からは、体験活動プログラムはもとより、設備の充実や清掃、接客サービスにおいて非常に好評を得ており、今後も、職員の資質の向上とプログラムの充実に努め、学校や地域などと連携しながら生涯学習の推進と利用者増に努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第82号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても一般職及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を0.05か月増額しようとするものであります。

議案第83号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定を考慮し、常勤の特別職の期末 手当も0.05か月増額しようとするものであります。

議案第84号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例制定については、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとす るものであります。

議案第85号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についても、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第86号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定については、

高野々コミュニティセンターを町の設置するコミュニティセンターに追加するものであ ります。

議案第87号、八峰町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、農業委員会等に関する法律の改正により、新たに農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の委員数等を定めるとともに、不要となる条例を廃止するものであります。

議案第88号、八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設条例制定については、未来づくり交付金事業で建設の八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第89号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更については、本年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」との整合を図るため、過疎地域自立促進計画の一部を変更するものであります。

議案第90号、公の施設の指定管理者の指定については、高野々コミュニティセンター の指定管理者として高野々自治会を指定するものであります。

議案第91号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町菌床しいたけホダ生産・ 栽培研修施設の指定管理者として有限会社峰浜培養を指定するものであります。

議案第92号、平成29年度八峰町一般会計補正予算(第7号)は、1億241万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を68億5,147万5,000円とするもので、歳出の主なものは、生活バス路線及びマイタウンバス維持費補助金、秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業補助金、夏井沢川河川災害復旧工事費、人件費の追加などであります。

議案第93号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、3,163万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億9,241万5,000円とするもので、歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費負担金、介護予防サービス給付費負担金の追加などであります。

議案第94号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、1,403万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を2億6,689万8,000円とするもので、減額の主なものは、八森地区簡易水道廃止施設解体工事の事業完了、峰浜地区のフェンス設置工事の見直しによるものであります。

議案第95号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、19万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億4,141万8,000円とするもので、人件費の

追加であります。

議案第96号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)は、6万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を6,920万6,000円とするもので、人件費の追加であります。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は15議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

行政報告は以上でありますが、もう1件、口頭で報告をさせていただきます。

行政報告に引き続きで、また唐突で申し訳ありませんが、来春に任期満了を控えた私 の進退について、この場で申し上げさせていただくことをお許しいただきたいと思いま す。

八峰町誕生以来、町民はじめ議員の皆様の温かいご協力を得ながら、町民の融和と八峰町前進のため、誠実、公正、実行をモットーにしながら、自分の能力の全てを出して精いっぱい頑張ってまいりましたが、リーダーとしてこれ以上持続できる体力、気力、知力に確信が持てないことから、来年4月22日の任期満了をもって区切りをつけることを決意いたしました。旧八森町在任当時から長い間ご指導、ご支援、ご協力いただきました全ての皆様に深く深く感謝を申し上げ、追加の報告とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(芦崎達美君) ここで5分休憩いたします。再開は11時より行います。

午前10時55分休 憩

.....

午前11時00分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていた だきます。

日程第4、議案第82号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 議案第82号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について。 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由であります。県職員の給与に対する秋田県人事委員会の意見に鑑み、条例改 正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

第1条は、平成29年12月分の勤勉手当を100分の5か月引き上げるもので、第2条では、 平成30年度に支給する場合、6月分を100分の2.5か月引き上げ、12月分を100分の2.5か 月引き下げ、同じ支給月数にする規定となっております。

附則でありますが、第1項は、第1条の改正は公布の日から、第2条の改正は平成30年4月1日から施行するもので、第2項と第3項は、第1条の改正は平成29年1月1日適用することとしますが、12月の勤勉手当は、既に12月10日に改正前の条例の支給率で支給してありますので、12月1日にさかのぼって適用する場合であっても、改正後の規定により支給する12月の勤勉手当は、改正前との差額とする規定となっております。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可 決されました。

日程第5、議案第83号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 議案第83号であります。八峰町特別職の職員で常勤のものの 給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のとおり制定する。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるため、条 例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例です。

第1条は、平成29年12月分の期末手当を100分の5か月引き上げるもので、第2条は、第1条で引き上げた100分の5か月を平成30年度に支給する場合は、6月分を100分の2.5引き上げ、12月分を100分の2.5引き下げる規定となっております。

附則でありますが、先ほど可決いただきました一般職の給与に関する条例の一部改正 と同じ規定となっております。

よろしくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可 決されました。

日程第6、議案第84号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 議案第84号であります。八峰町教育長の給与、勤務時間その 他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のとおり制定する。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例です。

改正内容は、先ほど可決いただきました八峰町の特別職の職員で常勤のものの給与及 び旅費に関する条例の一部改正と同じものとなっております。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可 決されました。

日程第7、議案第85号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 議案第85号であります。八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別 紙のとおり制定する。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改 正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定です。

改正内容は、先ほど可決いただきました八峰町の特別職の職員で常勤のものの給与及 び旅費に関する条例の一部改正と同じものとなっております。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。 6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 82号から85号までの一連の条例改正に伴って、トータルでどのく らいの負担増となるのかお知らせください。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務 課長。
- ○総務課長(佐々木高君) 柴田議員のご質問についてお答えいたします。

先ほどの82号からの分ですけれども、一般職については条例改正による影響額が241万3,000円、あと、特別職の常勤のものについては7万7,000円、教育長については3万円、議会の議員については16万4,000円となっております。

以上です。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可 決されました。

日程第8、議案第86号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木高君) 議案第86号であります。議案第86号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。八峰町が設置しているコミュニティセンターに公営のコミュニティセンターを追加するため、条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例です。

記載のとおり、12番目に公営のコミュニティセンターを追加するものであります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可

決されました。

日程第9、議案第87号、八峰町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定 数に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。阿部農業委員会事務局長。

〇農業委員会事務局長(阿部克之君) 議案第87号について説明します。八峰町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。

八峰町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のと おり制定する。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由です。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、改正後の農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、八峰町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、提案するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例は、八峰町 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものです。

農業委員の定数は13人、推進委員の定数は13人とするものです。

附則では、この条例は平成30年7月1日から施行することとし、施行に伴い、八峰町 農業委員会の選挙による委員の定数条例と選任による委員の議会の推薦委員に関する定 数条例を廃止するものです。

さらに、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。改正の内容については、農業委員会の委員の月額報酬は変わりませんが、能率給として予算の範囲内で町長が定める額というのが追加になります。

次のページですけども、農地利用最適化推進委員については、月額報酬、基本報酬の 月額を2万円とし、能率給、予算の範囲内で町長が定める額というふうなことになりま す。

以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 条例等の制定については何ら異議がないわけでありますが、中身

についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

まず選出方法であります。選出方法につきましては、それぞれ推薦候補によって町長が任命制をとるということになってございます。これを実施するにあたって、推薦あるいは公募という中で条例等を付するというような考えはあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。阿部農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(阿部克之君) 条件等は、先日の全員協議会で説明しましたとおり、選出にあたって認定農業者がまず委員の過半数を超えるという部分、それから、農業委員会の所掌に属する事項に利害を関係しない者は必ず1人選出すると、それから50歳未満の若い人、それから女性委員は2人というところは努力目標ですけども、それらの方々を選出したいというふうに思っております。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) わかりました。それで、そういった条件を付して公募すると、あるいはまた推薦をいただくということになるかと思うんですが、もしそういった方々が 希望する人数に満たない場合、どう対処するお考えでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。阿部農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(阿部克之君) そういった方々が出ない場合は、個別にあたることも考えております。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 今、局長から縷々説明がございましたので理解ができました。いずれ八峰町の主要産業の一つである農業であるわけでありますので、どうか公募にあたっては、八峰町の将来的な農業を見据えた方々を是非公募で選んでいただくよう希望しておきたいと思います。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) 答弁よろしいですね。 ほかに。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 農業委員及び推進委員の選任についてお尋ねいたします。推薦、公募の実施とこうなっておりますけども、公募は問題ないと思うんですが、推薦にあたってはどのような団体に推薦の要請をするお考えなのか、お尋ねいたします。

- ○議長(芦崎達美君) 6番議員の質問に対し、答弁を求めます。阿部農業委員会事務局 長。
- ○農業委員会事務局長(阿部克之君) 推薦に関して、今までどおり農協さんとか共済組合さんとか、あと土地改良とかですね、一応関連するところにはお願いをしたいというふうには考えております。あと、団体推薦と、それから個人推薦というのがありまして、個人の方が誰それを推薦するという方法もあります。で、自分がまず応募するという方法もありますので、それら3つの方法があるということをお伝えしておきたいと思います。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) この人数の割合なんですが、13人中、例えばですね何名を推薦で、 それから何名を公募によって選ぶのか、その割合はどのように考えておりますか。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。阿部農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(阿部克之君) その割合は一切考えておりません。来た次第で待っております。よろしくお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 能率給の部分についてお尋ねします。

これはたぶん想像するに、集積の音頭をとったりですね、それから耕作放棄地の解消に努力するということだろうとは思いますが、実際にこの推進委員の方がね、やったというふうにそれを認めた後に出るもんだと思うんですけれども、そうすると、当初の予算ではなくて次年度以降の予算になるような感じするわけですけども、実績じゃなくて見込みでこれは能率給というものを想定しているのでしょうか。

- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。阿部農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(阿部克之君) 能率給についてご説明いたします。

この能率給については、まず見込みで来年度の予算をとります。で、どのようにその 方のまず報酬を判断するかといいますと、毎月毎月、農業委員さん、それから推進委員 さんの方々から活動報告を提出していただきます。それで活動の日数の割合によって、 まずその活動実績に応じた交付金をまず交付すると。それから成果に応じた交付金の方 については、3月末でないと全体の成果が出ないので、これは3月で精算するという形 になります。 ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可 決されました。

日程第10、議案第88号、八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) 議案第88号、八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研 修施設条例制定についてをご説明いたします。

八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設条例制定を別紙のとおり制定するものです。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町未来づくり交付金事業で建設の八峰町菌床しいたけホ ダ生産・栽培研修施設の設置に関し必要な事項を定めるため、条例制定するものでござ います。

次のページをご覧いただきたいと思います。

八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設条例でございます。

第1条は設置でございます。読み上げます。菌床しいたけのホダを生産し、町全体のホダ生産能力増強及び菌床しいたけ生産農家の所得向上並びに雇用拡大を図るとともに、 菌床しいたけの栽培研修施設として新規就農者の支援に活用するため、八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設を設置する。

第1条は設置ということで、さきの全協の時に、なぜ目的とか趣旨ではないのかとい

うふうなこともありましたけれども、この建物、公の建物については、自治法の中で、 公の施設の設置について条例でこれを定めるというふうなことで、建物関係については 設置というふうなことから始まっているのが通例になっているようでございます。それ で、この設置に関しては、その目的を明記するというふうなことで目的が記されてござ います。

第2条は名称等でございます。名称は八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設。 位置でございます。八峰町峰浜目名潟字大沼13番地20。施設内容でございます。ホダ製 造棟が1棟、1次培養棟が2棟、2次培養棟が1棟、栽培棟2棟、事務所棟1棟、廃ホ ダ仮置棟1棟、資材倉庫棟1棟でございます。

- 第3条は研修者の範囲でございます。
- 第4条は使用の制限となってございます。
- 第5条は指定管理者による管理の内容でございます。
- 第6条は指定管理者の業務に関することでございます。
- 第7条は管理の基準でございます。
- 第8条が造作等の制限。

それから、第9条は現状回復の義務について。

第10条は委任についてでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するというふうな中身になってございます。 以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。 10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 実態は想像できるわけですけども、この施設は会社がおそらく 指定管理を受ける、それによって営業活動を行って収益を生ずるだろうという会社がそ の指定管理を受けて管理していくわけですけども、そこにはその会社が利用する使用料 というものが発生しないのかどうか。普通であれば多少なりともですね、その使用料、 利用料というふうなものが記載されてなければならないし、そこに町の施設をただで利 用するということはないわけです。これが例えば住民のですねコミセンみたいな形では 無料ということもあると思いますが、その辺についてはどういう考えなのか伺いたいと 思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林

振興課長。

○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) 山本議員のご質問にお答えいたします。

確かに、この後の議案の中で指定管理の議案もあるわけでございますけれども、この 後管理する会社の方に施設をお任せするというふうなことで、営業にもなるんでないか というふうなことでございますけれども、町の方で施設を設置すると、その目的が農家 の生産拡大に寄与する、それから新規就農者を育てる、ある意味でそちらの方がメーン になるというふうなことで、主体が儲けるに繋がるというふうな、それを主体に建物を 設置するというふうなことではないので、あえてここの条例の中では使用料を設けると かもらうとかというふうなことは入れてございません。

以上でございます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 過去に培養ですね、培養事業が菌が悪くて営業成績が振るわなかった時代があったと。その時からですね脱皮して、ここ1、2年は非常にいい成績をもって、単年度収益も数千万円計上するような安定した経営になってきている。そうであるにもかかわらずですね、町には、出資者である町に対してはですね、配当もまだいまだないわけですね。そういったことから、また生産増強、それはきのこの栽培の生産者に対してもっと増産させるという意味の施設であることはわかりますが、やはり会社である以上、その収益をもって町に還元するというふうなことの認識がないとですね、一方的なきのこ栽培の農家に偏ってしまうんではないのかなというふうに思うわけですが、その辺について見解を聞きたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) ただいまのご質問にお答えいたします。

今のご質問の内容というのは、今のこの条例の中身というふうなことではないと思うんですけども、いずれ峰浜培養さんの方の会社の今の経営状態というふうなことであろうかと思いますけれども、確かにここ数年、黒字経営というふうなことで剰余金も出てございます。しかしながら、現在のこれまでの経営内容からして、いまだにまだ長期借入金等が多額のものがまだ残っていると。それを解消するには、もう数年かかる予定でございます。加えて、施設関係がかなり長期間にわたって使用してございませんので、建物及び機械類、そういうものの更新時期も迎えてございます。そういったふうな今後の手当等考えると、確かに現在は数千万円というふうな剰余金は出てるわけでございま

すけれども、そういったことを考えた上で、その配当ということには至ってないのかな というふうなことで考えてございます。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) いずれ課長が言うことはわかりますが、ここでは条例には関係ないというふうな言い方されましたけども、指定管理であれば逆に金を出してこれを管理してもらう、もしくは利益があるんであったらそれを利用料として、ここは精算もするわけですから利用料をもらうと、両方の条文が必要なのではないかなというふうに考えますが、その辺についてはいかがですか。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそこの施設の、それこそ繰り返しになりますけれども、目的そのものが儲け自体ではないという、県からの補助をいただいて農家の支援をする、それから研修者を育てていくと、そういう目的がそういうことが主体でございます。確かに、この後指定管理になると農家さんの方にホダを販売するというふうな営業活動は伴うわけでございますけども、それで営利が先行するような施設ではないというふうに考えてございますので、この中には入れてございません。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) この条例自体は、先般聞きましたのでいいんですけども、特に関連ということでお聞きします。

研修者を募集したところ、町外から八峰町に入ってくる、そして研修したいという方が2人見つかったということで喜ばしいなと思うわけですが、先般の全協の話の中で研修期間は2年間だ、そういうことになるわけですが、じゃあその新しく来られた方が研修期間2年を終えて本格的にこの研修から離れてですね自分でやるという場合、その場合の栽培棟の確保といいますか、何か考えているんでしょうか。例えば、既に町内にあるものをあてがうとかですね、それから新しいのを補助金使って建てるとか、そういう考えはあるんでしょうか。

○議長(芦崎達美君) ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林 振興課長。 ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに今現在ですね、研修者、広報で募集してございまして、12月の20日までとそう いう期限で募集してございます。それで今のところ30代の町外の男性が2人申し込みし てございます。それで考えてるのは、国の方の交付金を考えてございますので、既に手 続等はできるよう、本人方には十分説明をしてございます。それで、研修の期間を2年 と定めているというふうなことで、その2年間の間に十分に自立できるような技術を身 につけてもらう。それでもって、この後で自分が経営する際に、現在町内にあるしいた けの栽培棟、第1は借りる方向、古くなってきてると思いますけれども、新規の方がそ の建物を借りてやる場合は、その改修する費用とかそういうものも補助事業でやること ができます。残念ながら借りることができないというふうになった場合は、新規に建物 を建てると、そういうことも可能でございます。そういった場合には、県の方でも新規 に建てる場合の支援をするというふうなことで、未来づくりの事業の中で決まってござ います。新規の場合では県の補助事業で補助を出す。それから、町の方でもかさ上げ措 置をするというふうなことで、それなりの農家負担を考慮した形で進めたいと。その補 助残についても県の方で運営資金という形で支援をしたいと、そういうふうな申し出に なってございますので、そういうことで今後の研修は進めていきたいというふうに考え てございます。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 廃ホダの処分についてお尋ねいたします。

先ほど、廃ホダというのは産業廃棄分にあたるんじゃないかなと思っておりまして、保健所の方に問い合わせを行ったんです。そしたら保健所の見解としては、産業廃棄物にあたらなくて一般廃棄物に該当する、こういう回答でありました。今、生産農家はそれぞれ自分のあれで、畑だとか自分の水田等で処理しておりますけども、一般廃棄物扱いとなるとその指導は各自治体ということになるわけです。ですから、町の方で適正に生産農家の方にその廃ホダの処理を行うようにという指導をする立場になるわけですけども、八峰町だけでなくてほかの自治体の方でも菌床しいたけを製造されておるわけでありますので、話をしたところ、ほかの方の自治体でどのようにしてるのかそれを伺ってみるというお話でございましたので、ほかの方の自治体でどのような処理をされているのか、その伺った結果について。

それから、JAの方で堆肥として利用できる。利用するよう検討してるというような。この前、組合長の話も新聞に報道されておりました。それが、いつからどのようにという具体的なちゃんとした計画を持っての発言であったのか、そこのところもJAの方に町の方としても確認する必要があるのではないか。この堆肥工場が仮に稼働するまでの間は、町の責任においてちゃんと各生産農家にその管理、処理等を指導するということが発生するのだと思います。この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務 課長。
- ○総務課長(佐々木高君) 柴田議員のご質問についてお答えします。

先ほど一般廃棄物の取り扱いになるということで、一般廃棄物のごみの処理についてはその他の環境対応の取り扱いということになります。で、一般廃棄物になりましても、経営者、事業者が出す一般廃棄物については、住民が出す一般廃棄物と違ってそれぞれの事業所の責任において処理していただくことになるものと考えております。ご指摘のとおり、他の自治体等についてはまだ詳しい問い合わせを行っておりませんので、ここでお答えすることはできませんけれども、柴田議員からご説明ありましたとおり、やっぱり堆肥等、再処理、再処理といいますか、再利用できる状態になるのが一番よいのではないかなというふうに考えております。

- ○議長(芦崎達美君) 次に、佐々木農林振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) 私の方からもお答えいたします。

今、総務課長の方から一般廃棄物の関係で答弁ありましたけれども、一部ですね、ほかの市町村の事例というふうなことで1点だけ申し上げておきたいと思いますけれども、確かに菌床しいたけやってるところで、県内でも県南の方になりますけれども廃ホダを活用して堆肥施設をつくって、そこでもって自社で堆肥を生産するというふうなことで活用してるところはございます。その状況も私いろいろ情報を仕入れてございますけども、うちの方の場合ですね、原料となるその廃ホダが安定的に1か所に集められるのかというふうなひとつ状況あるわけでございますけども、そういう状況にあれば堆肥の工場だとかそういう、大枚のお金かかるわけですけども、計画をしていってもいいんではないかなと思いますけれども、現在のところ町内のしいたけ農家の方からは、廃ホダについては畑作農家の方にほとんどが提供するんだというふうなことで、そんなにいっぱ

い余るようなというふうな状況にはないというふうなことで聞いてございますので、その工場建設までのところまではいかないんではないかなというふうに考えてるところで ございます。

それで、あと、JAさんの方の関係でございますけれども、確かに私どもの方からJAさんの方にも、これから新工場ができて100万本のホダも増えるというふうなことで、この後の利活用についてもですね、地域の環境の害にならないようなことで利活用をもってこう積極的に進めてもらえないかというふうな依頼もしてございます。それでJAさんの方からは、廃ホダについては最高の原料であるというふうなことで、是非活用する方向で検討してまいりたいというふうな回答を得てございます。ただ、いつどの時期までにというのは今の段階ではまだ出てございませんけれども、定期的なその廃ホダが原料として供給されるんだと、そういうふうな方向であれば、活用方法っていうのはJAさんの方でも早急に活用というか考えて実施していくのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) ホダの中にはフスマだとか米ヌカ、それから豆腐かす、おからなど、動物の餌になる成分がほとんど含まれております。ですから、オガ粉はクマが捨てた廃ホダを食べたとか何とかという報告はないんですけども、たぬきだとかは結構ほじくり返してるという話は伺っております。ですから、生産者が適正に管理するよう、総務課の方からも指導を願えればとかように思っております。その点についても今一度ご説明を願いたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁。佐々木総務課長。
- ○総務課長(佐々木高君) 柴田議員のご質問にお答えいたします。

今、先ほど農林振興課長の方からは、現在、菌床しいたけやってる方については畑等の肥料でほとんど賄えるっていうことで、またJAさんも、その利活用については今後取り組んでいただけるような状況でありますので、こちらの方としては、ごみとして廃棄されるような扱いになっているものについて物損等があった場合については、やはり適切な管理をお願いしますということで、農家の方、事業者の方にお願いしていきたいと思います。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可 決されました。

日程第11、議案第89号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木正志君) 議案第89号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更に ついて説明します。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議 決を求める。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由は、八峰町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域 自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議 決を必要とするためであります。

次のページをお開きください。

変更の欄の(6)の追加であります。本計画の一部変更の内容は、右の変更に(6)に記載した公共施設等総合管理計画の整合を図るための文章を各項目に追加したことと、 今年度予算に提示をした事業と今後の事業化が想定される事業を追加するものであります。以下、追加事業のみ説明します。

2枚ページをお開きください。

計画の40ページでありますけれども、道路事業に3事業を追加しております。

同じく41ページには、地上デジタル放送の共聴施設放送の改修事業を追加しており

ます。その下の民放ラジオ難聴解消事業を追加しております。

次のページをお開きください。町道本館線の防雪柵の改修事業を追加しております。 3ページをお開きください。ここには公共施設の解体事業を追加しております。

次のページの計画の57ページであります。ここには、峰浜地区の統合子ども園の建 設事業を追加しております。

その次のページになりますけれども、計画の65ページであります。学校給食センターの改修事業を追加しております。その下でありますけれども、高野々コミュニティセンターの建設事業を追加しております。

追加事業は以上であります。この一部変更により、公共施設の解体や追加された事業に過疎対策事業債を充当することが可能となりますので、変更案に議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) 休憩いたします。

午前11時48分休憩

.....

午前11時51分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番山本優人君。

- ○10番(山本優人君) 41項の民放ラジオの難聴地域の場所ってどこですか、教えてください。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木企画財 政課長。
- ○企画財政課長(鈴木正志君) 民放ラジオは八森の中浜地区を想定しております。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 何かこれ、そうすると電波塔か何かを建つっていうか、そうい う事業をするということなんですか。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。鈴木企画財政課長。
- ○企画財政課長(鈴木正志君) 改善するには、これからそれこそ検証しなきゃいけない んですが、最終的には電波塔の増設になると思います。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可 決されました。

日程第12、議案第90号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。 当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

〇総務課長(佐々木高君) 議案第90号であります。公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり高野々コミュニティセンターの指定管理者として指定する。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称

八峰町峰浜高野々字高野々20番地

高野々自治会

会長 大 高 重 春

2、指定の期間

平成30年1月1日から平成31年3月31日まで。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。高野々コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可 決されました。

日程第13、議案第91号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。 当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) 議案第91号、公の施設の指定管理者の指定について をご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設の指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者となる団体の所在地及び名称でございます。

八峰町峰浜目名潟字大沼10番地11

有限会社峰浜培養

代表取締役 加 藤 和 夫

指定の期間でございます。

平成30年1月1日から平成34年3月31日まで、4年と3か月でございます。 平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設の指定管理者を 指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもので ございます。

指定管理の後はですね、指定管理の協定書というものがございまして、それに基づいてこの施設の全体の管理をしていくというふうなことになります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番山本優人君。

- ○10番(山本優人君) 過去に経営がうまくいかなくなってですね町から9,000万円の出資をして、その後順調に立ち直った峰浜培養ですけども、今後、今これ5年間を貸すことによってですね、その会社がこの5年間十分やれるというふうな状態だということで指定管理者に指名するということなんだろうと思いますが、もしこの期間の中でですね、前のように、きのこの菌が悪くなって会社がちょっと具合悪くなったというふうな事態が生じた時にですね、町としてはどういうふうな対応をして指定管理者としての管理をしていくのか、その辺の状況を聞きたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林 振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに現在やっている峰浜培養さんの状況というふうなことを考えれば、今回のその 指定管理者というのは培養さん以外にないというふうなことで指定管理をお願いすると いうふうなことで考えたわけでございますけれども、さきの平成24年の時の菌の劣化だ とかいろいろな不具合があって生産がちょっと駄目になったというふうな経緯でござい ますけれども、今回の施設もそうなればというふうな想定でございますけれども、そう ならないように、この後きっちりと維持管理にあたっていただきたいというふうな考え でございます。それが例えば自分たちの責任によらない第三者的な、例えば自然災害だ とかそういうものがもしあったとすればですね大変なことでございますけども、そうい う場合はいろいろ相談とかしなければならないかなというふうなこともあろうかと思い ます。これは指定管理する際にその施設の管理の協定書というものを取り交わすわけで ございますけれども、その中でも、そういった場合どうするのかとかいろいる事細かに 協議しながら契約を締結していくというふうなことになりますけれども、そういうこと にならないようにですね日頃の維持管理をきちっとやっていただくと、責任持ってやっ ていただくというふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 少なくても今後盤石なですね、峰浜培養さんがですね指定管理者として正しくできるように、町としてもですね営業状況をやっぱりしっかり把握しておく必要があると思うわけですよ。いざ経営が悪くなったら町にお願いするというふう

な状況にならないようにですね、年に1回しか議会には報告、決算報告しか来ないわけで、それの時点では判断できかねる部分があるわけで、普段毎日とは言いませんが、四半期ごとに経営状況を町としてもしっかり把握しておくと。で、そういうちゃんとした、まあ運営的にしっかりしている経営をしているということを町自体が把握しておくべきというふうに考えますが、その辺については対応できますか。

- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそ培養さんの方の経営状況につきましては、第三セクターというふうな性格もございまして、自治法の関係で定められているとおり年1回、総会後の経営状況というふうなことで皆さんのところには資料を配付されているかと思います。ただ、これ以外にもですね、それこそ今山本議員がおっしゃられたとおりですね、常日頃の経営の状態が、取引の状態がどうなのか、それは四半期ごととかそういう状況でも試算とはやってございます、現に。そういう状況も我々の方では聞いてございますので、その状況で今のところ順調だなというふうに判断してるわけでございますけども、これからもですね途中途中のですね経営状況とかいろいろ報告をいただきながら、こちらとしてもいろいろ指導しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可 決されました。

休憩いたします。再開は午後1時より、よろしくお願いします。

午後 0時02分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長(芦崎達美君) 午前中に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第92号、平成29年度八峰町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長(伊藤 進君) それでは、議案第92号についてご説明申し上げます。

議案第92号、平成29年度八峰町の一般会計補正予算(第7号)

平成29年度八峰町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億241万4,000円を追加し、総額を68億5,147万5,000円とするものであります。

それから第2条でありますが、これは債務負担行為の追加であります。

第2表、債務負担行為補正による。

それから第3条につきましては、地方債の追加並びに変更であります。

第3表、地方債補正による。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

4ページをご覧ください。

まず最初に債務負担行為の追加補正でありますけれども、タブレット端末の導入事業ということで、平成30年度から平成31年度まで420万5,000円を追加するものであります。

それから第3表、地方債補正ですけれども、追加の分ですが、これにつきましては、 さきの8月24、25に発生しました豪雨災害による、夏井沢川の河川災害の分の災害復旧 事業の保守事業の限度額の追加であります。230万円。

それから地方債の変更でありますけれども、過疎対策事業債(ソフト事業分)ですが、限度額を1億310万円として200万円減ずるものであります。この詳細につきましては、後ほど歳入の地方債のところで出てまいります。

それでは、歳入、8ページ・9ページをご覧ください。

14款の国庫支出金であります。14款1項1目の民生費国庫負担金28万5,000円の補正であります。児童福祉費負担金ということで、施設型給付費国庫負担金、これは広域入所の児童数が9月補正後に6人から8人に2人増えたというものに伴うものでございます。

関連の歳出予算につきましては、後ほど21ページの児童福祉総務費の方に出てまいります。

それから14款の国庫支出金ですが、14款2項2目民生費国庫補助金46万円の追加であります。これにつきましては、介護保険事業費補助金ということで、システム改修費、基準額の2分の1ということで、対応額につきましては後ほど電子計算費の方に、17ページの方に出てまいります。それから6目の災害復旧費国庫補助金466万9,000円、これは先ほどの地方債の追加ありましたけれども、公共土木施設災害復旧費補助金ということで事業費の3分の2、466万9,000円であります。この歳出につきましても、後ほど39ページの方に出てまいります。

それから14款国庫支出金、14款 3 項 2 目の民生費委託金ですが22万8,000円、これは基礎年金事務費交付金ということで、届け出の電子媒体化及び様式統一化に関わるシステムの改修分で、これは100分の100の補助で、後ほど17ページの歳出の電子計算費の方に出てまいります。

それから15款県支出金、15款1項1目民生費県負担金14万2,000円ですが、これは先ほどの国庫負担金のところで一番最初に出てまいりました県の負担分で、基準額の4分の1、14万2,000円であります。

それから15款 2 項県支出金の、15款 2 項 1 目総務費県補助金139万8,000円でありますが、これにつきましては、生活バス路線等の維持費補助金であります。まず最初が生活バス路線等の維持費補助金、これは岩館線ですが、事業確定によりまして88万4,000円の追加であります。それから、マイタウンバス費補助金、大信田線ですが、これは51万4,000円の追加であります。歳出は17ページの方に出てまいります。それから 2 目の民生費県補助金 6 万4,000円ですけれども、施設型給付費地方単独費用補助金ということで、これは基準額の 2 分の 1 の 6 万4,000円ということで、これは広域入所の幼稚園児に関わる分でございます。それから、4 目の農林水産業費県補助金2,113万3,000円の補正であります。農業費補助金ということで、内訳につきましては、歳出の18細節、農業法人確保・育成事業補助金100万円、これは白神農地並びに八峰農園に50万ずつ交付するものであります。これもトンネルで歳出の方に、25ページの方に出てまいります。それから元気な中山間農業応援事業補助金 9 万7,000円、これも事業費の 2 分の 1 分ですけれども、これは真瀬ファームさんへの対応分でございます。それから農業経営力向上支援事業費補助金40万円、これは八峰農園さんの方に定額の40万円をトンネルで補助するものでありま

す。それから、条件不利農地を担う経営体支援事業費補助金35万4,000円ですけれども、これにつきましては真瀬ファームさんの分が26万4,000円、それから白神農産さんの分が9万円でございます。それから秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業生産施設等整備事業費補助金1,928万7,000円ですが、そのうちの一つが経営発展加速化施設整備事業ということで、これは1法人2農家分でありまして、県の補助が2分の1分でございます。それから生産品質向上施設整備事業費ということで、これは3農家でございますけれども、県が3分の1補助でございます。

それから17款の寄附金ですが、17款1項3目の基金費寄附金1,400万円の追加であります。ふるさと八峰応援基金、当初2,600万円予算化しましたけれども、その後増えて最終的に4,000万円ぐらいになるんじゃないかなということで、1,400万円追加するものであります。

それから18款繰入金、18の2の4のふるさと八峰応援基金繰入金ということで、繰入金、一つはそれの特産品分が700万円、それから事務費分として136万1,000円であります。

次に、19款繰越金1項1目5,044万2,000円、これは財源の充当分でございますけれども、前年度繰越金から5,044万2,000円充てるというものであります。これによりまして、 留保額、純繰越分でございますけれども、3億8,141万7,000円となります。

それから20款の諸収入、20款 5 項 1 目雑入93万2,000円でありますけれども、これにつきましては所有建物・自動車共済分として76万5,000円、それから定住促進住宅修繕料所有者負担金ということで16万7,000円、これは台風18号による屋根・外壁の修繕分で、これは所有者の方から半分もらって、あと半分を保険で適用するということで、所有者の負担分でございます。

それから21款町債1項1目総務債200万円の減額でありますけれども、これにつきましては生活基盤整備事業ということで、過疎債ソフト分700万円の追加でありますが、これにつきましては住宅リフォームが500万円、それから空き家除却が200万円であります。それから、もう一つの子育て世帯向け賃貸住宅建設支援事業補助金、これは900万円の減額ですが、当初5戸といいますか5棟計画しましたが、2棟になりましたので3棟分の減額であります。この歳出も17ページの企画費の方に出てまいります。それから7目の災害復旧債230万円の追加ですが、これは先ほどの災害の分でございます。歳出は39ページに出てまいります。

それでは歳出の説明をしたいと思いますけれども、秋田県の人事委員会の勧告に準じ

た給与改定分等につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出に1款の議会費、1款1項1目の議会費ですけれども、12節の役務費でありますが、これは新しく12月から入るタブレットの端末の利用料でございます。12月から3月分までであります。あと広告料は、新聞広告、死亡広告等で2万2,000円。それから手数料ですが、タブレットの新規契約の手数料12万4,000円であります。それから14節のクラウド本棚サービス使用料、これも12月から3月分の13万円であります。

それから2款総務費の1項1目一般管理費ですけれども、これは人件費だけですので 省略いたします。

次のページの6目の企画費286万2,000円の追加でありますけれども、先ほど言いまし たようにふるさと納税等が増えたということで、時間外手当が43万7,000円の追加であり ます。それから11の需用費の修繕料ですけども、これは先ほど歳入のところで雑入で椿 の所有者分出てきましたけれども、それと保険分を入れた33万5,000円であります。それ から19節209万円の補正ですけれども、中身につきましては、先ほど言いました岩館線、 それから大信田線の分が504万5,000円、535万8,000円、それからタクシー運行助成費220 万円の追加ですが、これはスクールバスの運行廃止に伴って、その赤字分を補てんする ものであります。これも先ほど説明ありましたように、小手萩・荒巻地区の児童がいな くなったということで、それに伴うものであります。それから子育て世帯向け民間賃貸 住宅建設支援事業補助金、これも先ほど地方債のところで減額出てきましたけれども、 その対応分であります。電子計算費、技術員の時間外手当、業務が増えたということで 17万6,000円。それから需用費が消耗品として226万4,000円。18節の備品購入費ですけれ ども、情報セキュリティ強化対策備品ということで、これは指認証システム装置を2台 分で7万4,000円でございます。それから19節308万2,000円の補正でありますけれども、 秋田県町村電算システム共同事業組合負担金が302万5,000円、これは法改正に伴う八峰 町分でございます。それから、その次の13目のふるさと納税管理費836万1,000円ですけ れども、先ほど歳入のところに出てまいりましたけれども、その対応分ということで、 ふるさと納税事務一括代行業務委託料でございます。

それから、次の2款2項1目の税務総務費20万5,000円でありますけれども、あっ、それのすいません、そこは省略します。

2目の賦課徴収費38万6,000円の追加ですが、これは全員協議会でも説明しましたけれ ども、確定申告電算データ送信システムの導入保守業務委託ということで、これをやる ことによって確定申告の還付金の処理の期間が短くなったり、また、書類の紛失リスクが減になるということで導入するものであります。それから戸籍、それから民生費の社会福祉費、それから介護保険料、後期高齢者医療費につきましては、人件費だけですので省略いたします。

それから、あとその次の3款の2項の児童福祉総務費ついては、後ほど教育長の方から説明いたします。子ども園費も同じであります。

22ページのところですが、6款農林水産業費でありますけれども、そのうちの6款1項3目の農業振興費2,570万1,000円の補正であります。これにつきましては、報償費、需用費、それから印刷製本費、役務費につきましては、今、未来づくり交付金事業でおがる八峰しいたけのプロジェクト事業で今施設をつくってるわけですけれども、それが今月いっぱいで完成予定だということで、祝賀会をやりたいということで、それに伴う予算でございます。それで、19節の補助金でありますけれども、これも先ほど歳入の11ページの方で出てきた県補助の対応分でございます。それから5目の農地費15万9,000円ですけれども、元気な中山間農業応援事業補助金ということで、これにつきましては真瀬ファームさんの方で乗用の半自動野菜移植機を買ったということで、それに対する補助分でございます。

ずっと飛ばしまして、全部人件費関係ですので飛ばしまして、28・29ページ、8款の 土木費ですが、8款2項1目道路維持費ですが143万1,000円の補正であります。そのう ちの需用費の修繕料でありますけれども、自治会要望等をこの間受けまして、ガードレー ル、それから側溝等の修繕料でございます。それから4の除雪費200万円の追加でありま すが、これにつきましては除雪機械の整備が増えたということで、ロータリ2台分の追 加整備分でございます。

それから8款の土木費、8款5項1目の住宅管理費ですが648万7,000円の追加であります。そのうちの11節の需用費ですが、これにつきましては町営住宅等の温水器、灯油タンク等の修理であります。それから19節の住宅リフォーム緊急支援事業補助金、これ当初1,000万円でありましたけれども、補助金の交付要綱等の見直しで需用が増えたということで、新たに500万円追加するものであります。

それから 9 款消防費ですが、 9 款 1 項 1 目非常備消防費 55 万 3,000 円 の 追加ですが、 その うちの時間外ですけれども、 今回、 全県大会でポンプ車、 それから小型ポンプ車が 2 位になったわけですけれども、 その練習といいますか、 それ等で増えたということで時

間外の28万円。それから災害対策費250万円の追加ですけれども、これも時間外に50万円は、今回行方不明者等が出て、それの捜索等による増でございます。それから負担金の19節ですが、補助金ということで空家除却推進事業補助金ということで、これは当初300万円、それから9月に200万円補正してますけれども、まだもう4件分ぐらい希望があるということで、もう200万円追加するというものでございます。

あと、教育費のところは後ほど教育長が説明しますので、38ページ、11款災害復旧費、11款2項公共土木施設災害復旧費ですが、これにつきまして先ほどの歳入の国庫負担金等でも、国庫補助、それから町債でも出てまいりましたけれども、夏井沢川線の右岸の復旧工事であります。公共分って、これ補助対象分が災害延長が19m、それから単独でやるのが災害延長が10mということで、700万円、400万円であります。あとその前後、災害箇所の前後も修繕しなくちゃいけないということで、修繕料400万円であります。

あと、13款諸支出金2項1目の国県支出金返納金86万3,000円ですけれども、これにつきましては、平成28年度事業確定によってこのような内訳で返納金が発生するということであります。

それから、13款3項8目のふるさと八峰応援基金費1,400万円についてですけれども、 これは歳入11ページの寄附金の対応分でございます。

以上であります。あとこの後、教育長の方から教育委員会関係を説明していただいて、 それからご審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) 次に、千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) それでは、私の方から教育費関係についてご説明申し上げます。 まず20ページ・21ページになります。 3 款民生費 2 項児童福祉費であります。児童福祉総務費の66万9,000円であります。 3 節と 4 節につきましては、先ほど副町長がお話したように人件費でありますので省かせていただきます。 需用費の20万円であります。 消耗品費として計上させていただきました。子育て支援センターを運営してますけども、消耗品、いわゆるトイレットペーパー等々含めて3月まで少し足りないということで、不足分を計上させていただいたものでございます。続いて19節の負担金補助及び交付金であります。 先ほど副町長が歳入の方で、県と国の負担金を説明いたしました。 施設型給付費負担金、それを含めて町の負担分であります。 8 月と 9 月に家庭の事情で鷹巣の方へ1名、子ども園に入ったお子さん、それから11月から3月まで5か月間、能代の方へ預けれる児童の2名分の負担金ということでございます。

続いて次のページ、22ページ・23ページになります。 2 項の児童福祉費であります。 子ども園費の59万8,000円でありますが、塙川子ども園の火災報知器が9月の10日の落雷 で故障しまして、それを修繕するための経費として59万8,000円を計上させていただきま した。

続いて32ページ・33ページになります。32ページであります。教育費、2項の小学校 費であります。峰浜小学校費の96万2,000円であります。内訳につきましては、221万8,000 円の賃金と需用費の22万1,000円、それから256万2,000円のマイナスと備品購入費の108 万5,000円であります。まず賃金につきましては、特別支援教育支援員ということで、当 初7名で峰浜小学校支援員で運営することにしておりましたけれども、3月末で個別に 支援の必要なお子さんが転入してきたために1名分が不足して、もっと早くに補正すれ ばよかったんですけれども、そのままくってきて足りない分を補正したということであ ります。すいませんでした。需用費の22万1,000円につきましては、指導用消耗品費とし て、平成30年度から道徳の教科が始まります。そのための指導書であります。細かく言 うと19万8,720円と、平成32年度から英語の教科化が始まります。それを先行実施するた めにパソコン用のソフトを購入するということで、合わせて22万1,000円の補正でありま す。次、委託料であります。マイナスの256万2,000円でありますが、スクールバスの運 行業務委託料として減額したものでありまして、利用者がいなくなりまして廃止をした ということで207万3,000円の減額と、特殊建築物等定期調査委託料ということで、建築 基準法の一部改正によりまして消防設備の報告が増えたということで、専門家の検査を するということでの委託料でございます。続いて備品購入費であります。108万5,000円 でありますが、管理用備品として購入するものであります。折り畳み式のアルミひな段 でありまして、これまでは各種行事ある時にこれまで木製でつくったものを、重いもの を使っておりましたけれども、ちょっと危ない、古くなりましたし、少し危ないという ことで、小学校2つの学校から新しいものにしてほしいという要望がありまして、今回、 軽くて丈夫なアルミのひな段を購入するということで、峰浜小学校分については108万5,000 円でございます。続いて八森小学校費であります。需用費として51万5,000円、委託料と して7万6,000円、備品購入費として72万3,000円でございます。51万5,000円の内訳は、 修繕料として30万円につきましては、これからのもし必要であれば、不測の事態に備え てですね、ほとんど修繕料を使ってしまいましたので、不足分として計上したものでご ざいます。指導用消耗品費につきましては、道徳と英語科がこれから教科化なるための

先ほど申し上げました費用でございます。峰浜小学校と八森小学校とちょっと金額が違いますが、これは峰浜小学校に特別支援学級が一つあるためにそのクラスの分として違いがあります。委託料としては、先ほど申し上げましたように建築基準法の一部改正に伴う防火設備の報告が必要と、そのための検査のかかる委託料として計上したもの7万6,000円であります。備品購入費としては72万3,000円。これは先ほど峰浜小学校でも出てまいりました、折り畳み式アルミひな段の購入費として72万3,000円を計上したものでございます。

34ページ、次のページになります。中学校費になります。賃金につきましては、62万 2,000円の減額であります。ICT補助員の減額ということで、ICT補助員が現在2名 おりますけれども、1名が出産をするために雇用期間の変更に伴いまして、休んだ分に ついて減額するということでございます。委託料につきましては18万6,000円は、先ほど 来、小学校2校ありましたように、法の改正に伴うものでございます。また、備品購入 費の110万円につきましては、野球部の打撃用のピッチングマシーン2台購入する分でご ざいます。現在3台、古いの、いつ買ったのかも、非常に使えないような状況でありま して、学校側から2台でいいから買ってくれという強い要望がありまして、今回55万円 を2台買うということで計上させていただきました。次、教育費の幼稚園費であります。 75万1,000円であります。内訳につきましては、人件費でありますので省略します。認定 こども園費の52万8,000円につきましては、職員手当等として50万円計上いたしました。 これ一般職の時間外勤務手当であります。正職員を今回採用、今年度採用しまして、そ の分の時間外、早出で遅帰りの分の時間外の手当であります。 7 節の賃金につきまして は、保育士として136万円、そして日々雇用者として同額を計上しております。プラマイ ゼロでありますが、臨時の保育士さんがお産のために退職するために、その後の分を代 替雇用するための賃金として同額を計上したものでございます。次に、需用費として3 万8,000円につきましては、印刷製本費として計上したものでありまして、認定こども園 の卒園証書を、これまで使ってあったものがなくなりましたので、新しくつくるという ことで計上したものであります。

次に、36・37ページになります。次に、10款教育費5項社会教育費であります。峰浜文化交流施設管理費、峰栄館でありますが、需用費として60万2,000円を計上いたしました。修繕料であります。経年劣化に伴う設備の修繕料として今回計上させていただいたものであります。峰栄館とファガスも含めてでありますけれども、設備につきましては

経年劣化が非常にこう進んでまいりまして、修繕が必要な部署がかなりあります。それを調べて計画的に実施していかなきゃならないと思いまして、今回はこの分について、急ぐものについて計上したものであります。一例を挙げますと、避難口の誘導灯の1か所取り替えるということ、自家用発電の警報ベルを取り替えるということ等でございます。10款教育費の6項保健体育費につきましては、3目の体育施設管理費であります。工事請負費として327万1,000円を計上いたしました。八森土床体育館LED照明取付工事をマイナス138万7,000円、そして峰浜土床体育館のLED照明取付工事が465万8,000円であります。これは、八森土床体育館のLED化については、今年度取り付けをやめるための減額であります。また、峰浜土床体育館のLED化につきましては、当初、予算を計上いたしましたけれども、見積もりの内容がですね外国製の電球であったり、設備が現在つくられていないということ等がありまして、新しく見積もりを国内産のものにしようということでとりました。その差額として465万8,000円を計上したものであります。峰浜土床体育館の電気料につきましては、やはり取り替えることによって5、6年でペアができるという業者の話でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。 2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) お尋ねします。

12ページ・13ページ、21款 1 項 1 目総務費、子育て世帯向け賃貸住宅事業ですけども、 5 棟分予算を見ておったわけですが 2 棟建設されたということで、 2 棟にとどまった理 由を町としてはどのように分析しておられるのでしょうか。 そしてまた、この建設され た 2 棟に関して入居者の見込みはどのようになっているのでしょうか、お知らせくださ い。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木企画財 政課長。
- ○企画財政課長(鈴木正志君) 笠原議員の質問にお答えします。

当初5棟分予算措置したのは、その前の年度で事業者から、こういう事業をやるから 建てる予定はあるかという見込みを聞いて予算化したものでありますが、実際事業を始 まってみると、ある1社が、土地は持ってるんだけれども八森地区じゃなくて峰浜地区 にその土地を求めたいと、建てたいと。で、いい物件があったら紹介してもらえないか という申し出があったんですけれども、町所有の土地でこの住宅に適した土地を紹介できなかったことがありまして、残念ながらその事業者があきらめたことがあります。それで、うちの方では残念ながらその2棟にとどまったわけでありますけれども、昨日その2棟の完成検査に行ってまいりました。その場で、問い合わせありますかと、入居者の問い合わせありますかと聞いたところ、数件来ていると。でもまだ決まったわけではないというお答えをいただいております。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) この事業に関しては、当初から議会では疑問視する声があったと 認識をしておりますが、それではこの事業はですね来年度も行われるのでしょうか。そ して内容は変わらず行うのでしょうか、お願いいたします。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。鈴木企画財政課長。
- ○企画財政課長(鈴木正志君) 来年度の予算については、これから来年度査定になるわけでありますけれども、要求的には引き続き、事業者が出てくることを期待してあげたいと思っております。それは何棟分になるかというのは査定の中で判断されると思います。
- ○議長(芦崎達美君) 2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 私の個人的な見解ですが、やはりこれは建てる業者側にとっても借りる側にとってもですね、非常に金銭的な問題ですね、建てる側のリスク、そして入居する人にとっては5万何がしという家賃はですね、能代でも住めるんですね。ちょっと小さい土地に小さいうち建てたら、能代にうち建てれるんですよ。そういう状況なんですね。そういうことを鑑みると、一般建築業者にとってもかなりリスクが大きい事業だと私は思っております。それが2棟にとどまった原因だと私なりに分析しております。来年度も継続されるというのであればですね、その制度の内容を少し、施工主にも子育て世代にもですね優しい制度に少し変える必要があると思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。鈴木企画財政課長。
- ○企画財政課長(鈴木正志君) 笠原議員の提言については、予算査定の中で皆さんの意 見を伺いながら参考にしたいと思っております。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 特殊建築物等の調査の委託料について、教育長にお尋ねいたしま

す。

各施設によって委託料が違うわけですけども、その理由についてお尋ねいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。
- ○学校教育課長(山本節雄君) 柴田議員の質問にお答えいたします。

各校において金額に差があるということでしたが、この防火設備の調査対象のものが 防火シャッター、それから防火扉というものになります。それで各学校に配備している 個数が違いますので、その結果、各学校で金額の差が生じているところでございます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) そうすれば、これ定期的に点検するのか、それとも年に1回とか 何か月に1回とか、そこについてお尋ねいたします。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。山本学校教育課長。
- ○学校教育課長(山本節雄君) 柴田議員の質問にお答えいたします。

この調査につきましては、毎年度1回の予定でございます。で、先ほど教育長の説明 もありましたとおり、この調査につきましては本年の平成29年の6月に制度改正がなさ れまして、今年度から毎年調査が必要ということになりますのでよろしくお願いいたし ます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 今の調査のことで、これ学校ごとに入札をしているのか、それとも2つ合わせて入札して分配した金額でこういうふうにしたのか、ちょっとその辺をお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。
- ○学校教育課長(山本節雄君) 山本議員の質問にお答えいたします。

今回この補正予算の予算どりに対しましては、各学校ごとに見積もりをいただきまして予算計上してございます。今後予算確定しましたら、見積もり入札によって業者は選定したいと思っております。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) この調査とか報告する会社は、たぶん能代山本で何社もないと 思いますけども、いずれ2つの学校をまとめて調査して報告するような体制になれば、

料金も2校一緒にやれば済む話ですから、2校を同時に合わせた値段で入札するようお願いしたいと思います。

それとですね、ふるさと納税の代行業務の委託料について聞きたいんですが、今年ですよね、今年、JTBの方に全面委託したような形になってるわけですけども、この納入業者が全てネットを介して受注・発注のやりとりを完璧にやれているのかどうか伺いたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) まず最初に入札関係の、いいですか。山本学校教育課長。
- ○学校教育課長(山本節雄君) 今の山本議員の質問にお答えいたします。 今のお話につきましては、検討したいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) 次に、鈴木企画財政課長。
- ○企画財政課長(鈴木正志君) 山本議員の質問にお答えします。

9月15日からJTB西日本に事務を全面委託しておりますけれども、事業者がネットを介して受注を受けて発注、それから請求するという手順になっております。事業者は全部で15事業者おりまして、14事業者がネットを介してやっております。1業者については、受注数があまりにも少ないと見られたことから町が代行して行っておりますけども、増えてくればネットの方に移行をお願いしたいと思っております。それで、滞りなくやってるかっていう話なんですけれども、JTB西日本の方で担当者1人専属に配置してきめ細かなサービスを行っておりますので、滞りはないと考えております。寄附者からの苦情もまだ1件もありません。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 35ページの峰浜中学校の備品購入費についてちょっとお伺いをいたします。

ピッチングマシーンが古くなって買い換えするということは結構なんですが、実際全部で何台あるのでしょうか。それと併せてですね、今この冬期間にピッチングマシーンをですね導入しなきゃならないという理由がちょっと、土床体育館でピッチングマシーンを使って練習するのか、それともまたハウスの方でやるのかわかりませんが、今この冬期間にピッチングマシーンを導入しなければならないという理由がちょっとおぼつかないわけでございますが、そこら付近お願いをいたします。

○議長(芦崎達美君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長(山本節雄君) 皆川議員の質問にお答えいたします。

中学校の方に、ただいまピッチングマシーン3台ございます。そのうち2台が故障して使用できない状況であります。残り1台につきましても、かなり動作が不安定で、いつ壊れてもおかしくない状況にあります。そういうことで今回2台購入していただきたいという要望がありまして、予算計上してございます。それで、この時期に購入することにつきましては、ただいまお話ありましたが昨年度準備をさせていただきましたビニールハウス、これを使いまして冬期間、バッティングマシーン2台設置して練習に活用したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) ハウスの中ではピッチングマシーンでやるのも結構だわけですが、 ちょっと私から想像しますと狭苦しいなというような気もいたします。まだ春先になれ ばですねのびのびとやれるわけでありますから、今もう1台、かなり劣化してるという ようなお話も聞きましたんで、是非そういった設備を整えて立派な成績をおさめるよう にですね、この後も考えていただければいいんじゃないかなというぐあいに思います。 答弁はいりません。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) 2点伺いたいと思います。

1点目は、13ページの3目の定住促進住宅修繕料に関連してお伺いいたします。先日、 北羽の報道にもありましたが、移住してきた人が使われなくなった事務所を改築してゲストハウス、民泊関係みたいな何か事業をやったそうですが、その使われなくなった事務所は移住してきた方の実家の持ち物であります。移住してきた人が空き家を移住・定住促進の補助金を使ってリフォームして、300万円も400万円もかけてリフォームしてそこに入居して、それでまた自分の実家の持ち物である事務所を、また補助金等を活用してそういうゲストルームみたいなそういう建物にした。非常に違和感を感じるわけであります。この辺の説明と、あともう1点はリフォーム支援事業でありますが、補助金交付要綱を見直しして下水道新規加入者にも間口を広げたら申請件数が増えたということでありますが、1回このリフォーム補助金を活用した人でも、再度また、そのもう少し間口を広げてね、裾野を広げて、そういった人にも再度そのリフォーム支援事業を活用させる考えはあるのか、この2点を伺いたいと思います。

○議長(芦崎達美君) ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木企画財

政課長。

○企画財政課長(鈴木正志君) 門脇議員の質問にお答えします。

地域おこし協力隊の鈴木君のことだと思うんですけれども、鈴木隊員は本年度で退任になります。3年目になります。退任の最終年とその翌年1年間に限り、起業に対して補助金を出した団体に国から最大で100万円の補助金が出ることになっております。ということは、国が全面支援してるということにもなります。この目的は、都市から地方へ人を呼び込んで、で、定住に繋げて、いわゆる起業も行ってもらいたいという国の意向でありまして、今回の簡易宿泊施設、椿台に建てているようですけれども、それはまず親子ではありますけれども借り受けて簡易宿泊施設の運営をやろうとしているものでありまして、今年度、町からの補助金は一切ありません。資金はクラウドファンディングという手法を使って集めております。町からは、来年度それが起業に繋がると見込めれば、最大100万円は補助になると考えております。起業に関しては町は最大限応援してやりたいという立場でおりますので、このことはマスコミにもかなり取り上げてられている先駆事例と捉えておりますので、皆さんもご協力をよろしくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) 石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) ただいま門脇議員の2点目のご質問にお答えいたします。 町長の行政報告の中でもお話ありましたように、今年度については50件の受け付けを 行っております。額についても前年並みの事業費が支出されております。それで、これ までも何度もこの見直しについて、以前に使った方でも再度使えるようにしてほしいと いうことを要望されておりました。昨年来、内部でもいろいろその話題について触れて おりまして、今年度、今まさにその内容の見直しを実施しているところでありますので、 来年は何らかの形でその部分を盛り込みたいという方向で検討しておりますので、決まった際にはご説明しますので今しばらくお待ちいただきたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) 今ここで移住・定住を議論するつもりはありませんが、普通に考えればね、その移住してきた方がね、今になって、所有は父親か誰かわかりませんが自分の実家に金をかけるんであったらね、最初からそこに来ればよかったんじゃないすか、自分の実家に。わざわざ地域の違うところにね、空き家を改築してお金をかけてリフォームしてそこに入るよりは、最初から自分の自宅に帰ればよかったんじゃないすか。普通に考えたらそう思うんですよ。わざわざ別のところに金をかけて入って、今度は国

か何かの制度かわかりませんが、今度は自分の実家にまた何かクラウド何だかわかりませんが、またそういう、何かちょっと納得いかないんですが、もう一回お願いします。

- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。鈴木企画財政課長。
- ○企画財政課長(鈴木正志君) 空き家改修事業の移住・定住事業については、これはひとつ別個の話で、まず鈴木隊員は退任後もそこに住み続けるというのがまず一つあります。併せて、その任期終了後に起業したいという意思も本人も持っています。その起業の一部として簡易宿泊施設を建てるんですので、何とぞご理解をお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 17ページのふるさと納税の業務委託料なんですが、どういう基準 でもって算定して補正にあれしたんですか、そこを伺います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木企画財 政課長。
- ○企画財政課長(鈴木正志君) 腰山議員の質問にお答えします。

これについては歳入の方で出てきましたけれども、商品代が寄附額の50%、それに事務費分が寄附金の9%と消費税という形で、これを一括してJTB西日本様に支払う分でありまして、業者さんは発送した分をJTB西日本から商品代として受け取ると。差額については西日本の事務費になるという内訳であります。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。9番菊地 薫君。
- ○9番(菊地 薫君) 1点だけお伺いいたします。

今回の土床体育館のLEDの件でありますけれども、全協等でもいろいろその経緯を伺いました。予算的に今回1か所にするという形はやむを得ないかなと思いますが、この見積もりをとった業者からしてみれば、実は私ひとつ心配なのはですね、この業者、例えば役場の一部、あるいはハタハタ館とかもこの見積もり業者が以前手をかけておったような気がするわけですが、それは所管が別でありますけれども、その辺の確認というか、私心配するはそこを検証してみるべきではないんですかということをひとつお願いしたいんですが、いかがでしょう。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(工藤金悦君) 今の質問にお答えします。

当課でも予算をとる段階で、地元業者さんにまずどのぐらいかかるのかと、来年度の

予算取りもあるということでお話しました。私が知ってる限りは、その業者さんは仙台の方からも業者を連れてきて見てもらって、しっかりしたものを見積もりを出していただいております。ただ、ここでうちの方も建設的な知識が、建築の知識がなかったもので、後で見てみると確かにもらったところに諸経費、それから仮設等の費用は入っておりませんでした。ただ、このぐらいでできるんであればということで、我々も安易にこの見積もりで予算を立てた次第です。ただ、役場の工事なので、見積もり入札、競争入札においては、いろいろな業者から見積もりをとる必要があります。その時に見積もりがとれない。なぜなら、このメーカーはメーカーで問い合わせたところ、価格は教えないと、納期もいつなるかわからないというふうな状態でした。で、いろいろ聞いてみたところ、この製品が韓国製であると。取り扱い業者も韓国の業者であるということで、これが設置、まあいろいろあって設置したとしても今後のメンテナンス考えれば、壊れたから急に取り替えるというのもちょっとままならないというふうな状態で取りやめた経緯があります。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。9番菊地 薫君。
- ○9番(菊地 薫君) その経緯はわかりました。それで、私はそのね、まあ寝た子を起こすわけではないんですが、以前にね、この庁舎含めて手をかけておると思うんですよ。 LEDの改修に関して。記憶なければいいんですが、誰かご存じないですかね。いや、なければなければでいいです、私の勘違いかとしれませんが、もしだとするならばね、これは検証するべきではないんですかということを私申し上げておきたい。

以上です。答弁いりません。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可 決されました。

日程第15、議案第93号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第93号、平成29年度八峰町介護保険事業勘定特別会 計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,163万6,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,241万5,000円とする。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入であります。8款1項1目繰越金3,163万6,000円、前年度繰越金です。これは歳出に充当するための金額であります。

次の歳出のページを見ていただきたいと思います。

歳出、2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費負担金であります。2,933万5,000円の追加であります。これは要介護 $4 \cdot 5$ の方々の訪問介護サービス及び訪問看護のサービスが増えたためであります。それから、その次の下でありますけども、2 款 2 項 1 目 19節負担金補助及び交付金、介護予防サービス給付費負担金であります。これが164万7,000円の追加であります。これは要支援 $1 \cdot 2$ の方の訪問介護サービスとデイサービスの利用者が増えたためということであります。それから、その下のですね 7 目 19節負担金補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費負担金でありますが、これは今の要介護 $1 \cdot 2$ の方々のケアプランの作成に伴う給付であります。これが65万4,000円の追加であります。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可 決されました。

日程第16、議案第94号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第94号、平成29年度八峰町営簡易水道事業特別会計補 正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,403万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,689万4,000円とするものであります。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。 3 款 2 項 1 目基金繰入金です。これは歳出の減額補正に伴い財源 を減額するもので、1,403万1,000円の減額であります。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。管理費、1款1項1目一般管理費、これは人件費でありますので 省略させていただきます。1款管理費2項1目八森地区施設管理費11節の需用費、これ については、消耗品として浄水場の濾過薬品等の費用として92万9,000円を追加するもの です。15節工事請負費、これは八森地区簡易水道施設廃止施設解体工事ということで、 旧観海浄水場が供用開始されたことによってそれを解体するもので、既に事業が完了し ましたので不用額分を事業完了として減額するものであります。652万円であります。16 節の原材料費、これは漏水の修繕等に使う部品の代金として40万円の追加です。 2 目の峰浜地区施設管理費であります。 15節工事請負費、これはフェンス設置工事ですけれども、事業の見直しによって減額するものであります。 当初、これまでついていた施設のフェンスをそのまま同じもので修繕というか取り替える予定でしたが、現地を調査したところ今の管理体制に合わない部分が生じておりますので、効率的に管理できるようなフェンスを設置したいということで、これを見直す関係上、今年度は見送りして次年度以降に再度予算計上したいということで、今回は901万3,000円の減額をお願いしたいと思います。 16節の原材料費、これも漏水修繕等の部材の材料費として10万円を減額するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第94号について質疑を行います。質疑ありませんか。 6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 工事請負費の峰浜地区のフェンスの設置工事についてなんですが、 そうすれば新たに調査した上で積算見積もりを行って予算計上、まあ新年度予算になる んだろうと思うんですが、それを計上するということですね。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。
- ○建設課長(石嶋勝比古君) フェンスについては、今お話受けたように新たに調査して、 それをもとに再設計したいと考えております。ただ、今の段階で調査に、山雪降ったり してできないので、調査については次年度行いたいと思います。で、一部今壊れてる部 分については簡易的に補修しますので、まず管理には影響ありませんので。あと見直す 内容としましては、道路沿いにあるものについては今フェンス1 m20の高さですが、そ れを1 m50にしたり、あと、同じ施設でも、最初につけた施設から後で増設したところ の別々のフェンスがついていたり、それを一体的にフェンスを回したいと、そういうも のをいろいろ検討していきたいと思っていますので、それらを総合的に考えて改めて方 向性を出して設計したいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 私が以前から、あのフェンス設置されてからかなりな年月が経過 しておりましたので、あちこち腐食したり、それこそ門扉の壊れたような状態になって ましたので、以前からフェンスを取り替えてくださいということを話しておったんです

ね。ちょっと遅かった気がするんですが、もう少し早くしておけばフェンスの取り替えだけでおそらく済んだんじゃないかなという思いも今してるんですけれども、どういう経緯であのフェンスが設けられたのかということをね考慮すればですね、それこそ不審者が侵入したりしないように、けものがあの中に入らないようにということでフェンスが設置されてるんだということですね。それで、まあ猿や何かね、まあ人はある程度の高さで、侵入しようと思えばどういう方法を使っても侵入できるんだろうけども、猿があれに新たにあれすれば、よじ登って中に入るんじゃないかなという心配もしてるんですけども、そこあたりの対策も新たに設置するんであれば考えてもらいたいと、かように思います。

- ○議長(芦崎達美君) 答弁求めますか。
- ○6番(柴田正高君) 結構です。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可 決されました。

日程第17、議案第95号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第95号、平成29年度八峰町公共下水道事業特別会計補 正予算(第3号)。

平成29年度八峰町の公共下水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ3億4,141万8,000円とするものであります。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

6ページをお願いいたします。

歳入です。5款繰越金、5款1項1目繰越金、前年度繰越金として19万5,000円の追加です。これは歳出の補正増に伴う財源補てんによるものであります。

8ページをお願いいたします。

歳出です。事業費、1款1項1目一般管理費、ここはいずれも人件費のみですので省 略させていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可 決されました。

日程第18、議案第96号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第96号、平成29年度八峰町営診療所特別会計補正予 算(第3号)についてご説明いたします。

平成29年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ6,920万6,000円とするものであります。

平成29年12月13日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページの歳入の前年度繰越金6万7,000円については、歳出に充当するためのものであります。

それから、8ページの歳出については、今回の給与改定に伴う人件費でありますので、 説明を省略させていただきます。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可 決されました。

日程第19、陳情第8号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての 陳情についてを議題とします。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任 委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20、陳情第9号、消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意 見書採択に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任

委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21、陳情第10号、「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の 処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22、陳情第11号、国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の 陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任 委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月15日午前10時より開会し、一般質問を行います。 これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時16分 散 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 8番 嶋 津 宣 美

同署名議員 9番 菊 地 薫

同 署名議員 10番 山 本 優 人

平成29年12月15日(金曜日)

議事日程第2号

平成29年12月15日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情第 8号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情について
- 第 4 発議第 8号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書提出について
- 第 5 陳情第 9号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見 書採択に関する陳情について
- 第 6 陳情第10号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇 改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書について
- 第 7 発議第 9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇 改善と確保を国に求める」意見書提出について
- 第 8 陳情第11号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書について
- 第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 第10 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員(12人)

1番 鈴 木 一 彦 2番 笠 原 吉 範 3番 水 木 壽 保 4番 須 藤 5番 腰 山 良 悦 6番 柴 高 正人 田 正 7番 皆 川 鉄 也 8番 嶋 津 宣 美 9番 菊 薫 地 10番 山 本 優 人 11番 門 脇 直樹 12番 芦 崎 達 美

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 加藤和夫 副 町 長 伊藤 進 教 育 長 千 葉 良 一 総務課長 佐々木 高 会 計 課 長 吉田一夫 企画財政課長 鈴 木 正 志 堀 江 広 智 教育次長 福祉保健課長 日沼 正明 産業振興課長 米 森 伴 宗 農林振興課長 佐々木 喜兵衛 石 嶋 建設課長 勝比古 農業委員会事務局長 阿部 克之 学校教育課長 山 本 節 雄 生涯学習課長 工藤金悦 佐藤博孝 学校給食センター所長 大 高 利 美 あきた白神体験センター所長 企画財政副課長 和平勇人 産業振興副課長 成田拓也 農業振興副課長 浅 田 善 孝 建設副課長 内 山 直 光 川 尻 滝 子 沢目子ども園長 塙川子ども園長 堀 江 千 秋 大 坂 江利子 八森子ども園長

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書 記 吉元 和歌子

午前10時00分 開 議

○議長(芦崎達美君) おはようございます。

傍聴者の皆さんには、お忙しいところ、ご苦労様でした。

それでは、ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番門脇直樹君、1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。7番皆川鉄也君。

○7番(皆川鉄也君) おはようございます。議席番号7番皆川でございます。傍聴者の

皆さんには、年末を控えて何かにとお忙しい中、傍聴いただきましてどうもご苦労様で ございます。

さて、私は本定例会に2点について一般質問を通告しておりますので、順次質問をしてまいりたいと思います。

まず最初に職場における労働衛生関係についてお尋ねいたします。

町を挙げての自殺予防対策や職場における福利厚生事業、健康診断、あるいはメンタルへルス講座など実施をされております。この結果、秋田県内においては自殺者数が大幅に減少し、前の最も多かった時に比べますと半減したというようなニュースもお聞きをいたしているところであります。しかし残念なことに、先般、足下である役場職員が自ら命を絶ってしまうという大変痛ましい事故が発生をしてしまいました。心からのご冥福をお祈りするものであります。原因については私どもに知るよしもございませんが、1つとしてお尋ねしたいのは、職場との因果関係はなかったのでしょうか。2つ目として、職員は聞くところによりますと以前より体調がすぐれないというようなお話も承っております。職場全体の問題としてこのような職員に対する取り組みはなされておらなかったのでしょうか、お尋ねをするものであります。

次に、平成30年度の予算編成についてお尋ねをいたします。

来春4月改選期を控えておる中で、おがる八峰しいたけプロジェクト、峰浜地区の認定こども園建設計画、新温泉による振興対策、また来年度から始まる農業改革への対応など、直面する諸課題が大変多くあります。一方、税収や合併算定替えによる優遇措置が段階的に縮小され、これに伴う地方交付税をはじめとする歳入に大きな期待は持てません。先般、各課に対し予算編成方針を示されました。基本的な部分は例年とほぼ変わらない内容となっておるようにお見受けをいたしました。この後、各課から予算要求に応じそれぞれ査定作業に入ると思います。平成30年度も予算をどのような方向づけの予算とするのか、お伺いをするものであります。

以上2点、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 皆さんおはようございます。皆川鉄也議員のご質問にお答えをいたします。

まず、このたびの職員が自ら自分の命を絶ってしまったという痛ましい事故に対しま

しては、誠に残念であり、心よりご冥福を祈るものであります。

さて、1点目の職場との因果関係につきましては、事故後、上司や職場内の親しい友 人などにも確認いたしましたが、職場との因果関係はなかったものと考えております。

2つ目の職員に対する対策につきましては、平成26年6月の労働安全衛生法の改正に より、働く人たちに対し、心理的な負担の程度を確かめる検査とその結果に応じた面接 指導などの対応を行う制度として、従業員50人以上の事業所を対象にストレスチェック 制度が義務づけられており、当町においても昨年度から実施しております。この制度は、 仕事の状況や心身の状態、上司や同僚らとの人間関係を問う調査票によるストレスチェッ ク検査を行い、その結果、高ストレス状態にあると判断された職員は、本人が希望する 場合、医師による面接指導を受けるシステムとなっておりますが、職員側に検査を受け る義務はありません。また、職員のメンタルヘルスに対しましては、これまでも、秋田 大学の佐々木先生や金子先生にお願いし、複数回研修会を実施してきているほか、佐々 木久長先生とは、保健師を介しメンタルヘルスについていつでも相談できる体制をとっ てまいりました。さらに、このたびの事故を受け、全職員を対象に秋田県こころはれば れゲートキーパー養成講座を兼ねたメンタルヘルス研修会を開催し、ほとんどの職員が 研修会に参加しております。うつ病に対する理解や心の健康の考え方、家族や職場や地 域内で対等に話せる人を一人でも多くつくることの大切さ、気になる人を見かけた場合、 繋ぎ、見守り、気づき、声かけを行い、保健師や専門機関に繋げる役割を果たすゲート キーパーの役割について学習しております。講師を担当していただいた佐々木久長先生 からは、メールアドレスや電話番号も提示いただき、本人を含め職員が直接相談できる ような体制をとっていただけるようになりました。

町といたしましては、今後も研修会などを含め、メンタルヘルスに対する正しい理解と、職員各々が見守り、気づき、声かけできるような職場環境となるように努めてまいります。

次に、「平成30年度予算編成について」でありますが、11月6日に各課への「主要事業のヒアリング」を行い、同月17日に「平成30年度予算編成方針」を示したところであります。

行政報告でも述べましたが、平成30年度の予算は平年度ベースの通年予算編成として おりますが、大型事業の「おがる八峰しいたけプロジェクト」関連の建設事業が終了す ることから、前年予算を下回るものと想定しております。 しかしながら、普通交付税の合併算定替えの縮減の3年度目に当たるため、合併算定替えの縮減率が5割となり、縮減額は1億800万円と試算され、平成29年度比で4,300万円の減の交付見込みとなっており、一般財源の大幅な不足が見込まれることから、引き続き新規事業は極力抑制するとともに、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努めることや、「公共施設等総合管理計画」で示された方針に基づき、遊休施設の除却を計画的に進めて維持管理費の縮減を図っていくこととしております。

一方、「第2次八峰町総合振興計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた 事業は着実に展開していく必要があり、国の「地方創生関連事業」や県が新たに策定す る「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく新規補助事業は積極的に活用し、町 が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく産業振興や移住・定住対策、 少子化対策に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

これまでも、事務事業の見直しや新規事業の抑制、施設の統廃合や職員定数の削減などの行財政改革を進めながら、「八峰町総合振興計画」に掲げる基本構想・計画に基づいた事業を着実に実行してまいりましたが、皆川議員のご指摘のとおり、町が新たに直面する様々な課題に対応するためには相応な財源が必要となります。普通交付税の合併算定替えの段階的縮減に加え、人口減に伴い税収も減少していくことから、年々財政運営が厳しくなっていくことを想定し、合併時から財政調整基金等への積み立てを続けてきたところであります。

平成30年度予算は、これまで以上に事務事業の取捨選択を進め、限られた財源の中で 最大限の行政効果が発揮できるよう、事業を精査しながら、「町民の福祉の向上」に繋 がる通年予算を編成してまいります。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) 7番議員、再質問はありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) それでは、職場労働衛生関係について再質問させていただきます。 町長から、職場における因果関係はなかったということで一安心をしておるところで ございますけれども、ご案内のように役場の仕事というのは職階別の仕事でございます。 それで縦割りの仕事であるわけでありますから、それぞれ上司の命に従って仕事をする ということが基本となっております。それが故に、やはり職員の抱えるストレスという ものは大変なものがあるだろうなというようなことが予想されます。この後、このよう な悲惨な事故が二度と起こらないように、この事故の後で職場集会やら何やらが開かれ

たというようなこともお聞きしておりますが、職員にはどのようなことを周知なされた のか、再度お伺いをいたしたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

今回の結果は非常に残念な結果です。結果を受けながら、週明けに直ちに全員の集会 をここで開きまして今回の状況について説明をして、いずれ職員には、お互いに相互が 気遣うような、そういう変化に対してお互いに気をつけていこうじゃないかというよう な話もしたところであります。そしてまた、仕事の内容、いろいろな相談いる際は遠慮 なく相談するようにと、こういう話はその場でしております。その後、全員を対象にし ながら何回かに分けてメンタルヘルス講習を、研修会をやりました。ほぼ全員が参加し て、その中でいろんな話が職員の中に浸透されたと思っています。とにかく何かあった 時に相談をする、そしてまた状況を率直に上司にも相談する、そしてまた何が変化があっ た職員、お互い同士が気づき合い、やっぱりそういうものにお互いに敏感になっていこ うじゃないかという話などもしたところであります。現在まず2人ばかりまだ休んでい る職員もおるわけでありますので、そういった点も念頭に入れながら、この後ですね、 今の職場の中でのいろんな問題点があるとすれば、我々自体も重大な関心を持ちながら 個別に対応していきたいなというふうに思っておりますし、せっかく町の方で自殺予防 を進めている中で膝元の役場職員から出たということは我々も深刻に受け止めながら、 この後そういうことが二度と起こらないように我々もしっかり対応していきたいと思っ ています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 今、町長から縷々説明があったことで大概だろうと思うわけでありますけれども、今お話にありましたように今現在もまた体調がすぐれなく2名ほど職場を休んでおられる職員もおるというようなことでございますし、この後やはりこういったものを個人の問題として捉えるんでなくて、職場全体の問題としてですね、やはり労働災害とかそういったものがあってからでは遅いわけでありますので、早め早めにですね手が打てるような、課長会議等もあるわけでありますし、今日将来の課長候補も傍聴に来ておりますんで、含めてですね職員全体の問題として、もう役場そのものは職場の模範的場所でもあると思います。やはりそういったところから、はつらつと明るく仕事ができるそういう環境づくりのためにですね、今一度、労働衛生関係をこの後どう進め

ていくのかですね、町長から再度お伺いをして終わりにしたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

せっかく八峰町役場職員を目指して職員になったわけでありますので、やっぱり定年までしっかりした形で健康体で仕事をしていけるような状態をつくっていくということが非常に大事なことだと思っています。そのために様々な仕事に関わる要因、あるいは外部の要因による場合も様々あるわけでありますけれども、本人からその気持ちをですね出せるような、そういう状況を我々自身もつくっていかなきゃならないし、職員相互間でもそういう体制をつくるようにですね一層我々も頑張ってまいりたいと思ってます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○7番(皆川鉄也君) なし。
- ○議長(芦崎達美君) これで1問目の質問を終わります。 2問目の平成30年度予算編成について、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

骨格予算の捉え方もいろいろあるんですけども、ただ通年予算をしても、どうしても 必要な予算は通年を通してつくるというのが、切れ目なくやっぱり仕事をしていく場合 は必要ではないかと。それから、継続する課題についてはこれは黙っててもかかってい くわけでありますし、やっていかなきゃならない課題です。要は、あとは新規の事業を 抑えると。これについては、新しいものは極力抑えるというような意味合いを含めなが ら通年予算ということで、まず骨格に準ずるような形で、私が辞めても次の段階で新し い施策を打つというのであればできるような状態になっていますので、それは構わない んじゃないかなと思ってます。

○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

- ○7番(皆川鉄也君) 先ほど私が質問の中で冒頭申し上げましたように、当面するやっぱり大きな課題がたくさんあるわけでありますんで、この後誰が町長になるかは分からないわけでありますけれども、今町長が述べたようにですね、やはり町の抱えてる重要問題というのはこの後も同じく課題として残っていくんではないかなと。特に人口減少あるいは少子高齢化というのはですね、これまあうちの町ばかりでなくて全国的にもそうだわけでありますけども、これに付随した様々な事業が今展開されるわけでありますんで、新しく今度町長になられた方にもですね、もし事務引き継ぎをされるようであればそういったところも十分心して事務引き継ぎにあたっていただきたいなと思うわけでありますけれども、町長はそういった意味から、できるんであれば新しい町長にどのような施策をですね継続してやってもらえるような、まあこれは新しい町長が決めればいいわけですけれども、ただ、これまでずっと八峰町誕生以来舵取りをやってきたわけでありますから、八峰町の将来像というのはもうおのずと頭の中ででき上がってるんじゃないかなというような気もいたしますし、そういったことで先輩町長としてアドバイスできるとすれば、どのようなことを後の町長に進言してやりたいのかなというようなことをちょっとお尋ねしたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

今日であと辞めるわけではありませんので、まだ4カ月もありますので精いっぱい任期頑張ってですね、それから総括をしながら引き継いでまいろうかなというふうな思っていますけども、やっぱり当面抱える課題というのはどこの自治体も同じなんですけども、人口減少と少子化、これにどういうふうに対応していくのか、これが一番の課題ではないかなと思っています。もうあまり何だかんだ言うと、新しくやる人はそれをもとにしながらやられると困ります。それぞれですね自分で新しい角度で、今までの状況を総括しながら施策を打ち出してくるというふうに期待をしておりますので、私の方からとやかく申し上げるものは必要ではないのではないかと思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) いずれこの後査定作業が終わりますと、3月定例議会には予算特別委員会でまた予算が縷々精査されることだろうと思いますし、それまでには新しい事業やらそういったものも具体的になってくるんじゃないかなと思うわけでありますけれども、基本的にはそんなに大きくは変わらないんではないかなという気がいたしますけ

れども、どうか査定にあたってもですね、今町長が申し上げたようにこれぞというような目新しい事業で本町にとって有為な事業があるようであったら、これらは積極的に予算計上してもいいんじゃないかなという気もするんでありますけども、これは今までやってきた事業の中でですね、しいたけとか、あるいは新しい温泉とかですね、そういったものについてはこれ何らそんなに大きくは変わらないものだと思うんで、やはり奇抜な予算要求があった場合はですね、やはり課長等と縷々協議をしながら是非予算化していただければありがたいなというようなぐあいに思うわけであります。いずれ先ほど申しましたように3月の予算委員会でまた縷々検討させていただきたいと思いますんで、どうか大変予算をまとめ上げるためには苦労が必要だろうと思うんでありますけども、実のある新年度予算になるようにせいぜい努力をしていただければなというぐあいに思います。まだ早いわけですが、これまで町長一生懸命頑張って新年度予算編成してきましたんで、最後の詰めをですね、ひとつきちっとやっていただいて、新年度予算を完成させていただきたいというぐあいに思います。答弁はいりません。

- ○議長(芦崎達美君) これで7番議員の一般質問を終了します。 次に、2番議員の一般質問を許します。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) おはようございます。議席番号2番笠原吉範でございます。通告に従いまして、本日は1問質問をさせていただきます。質問の内容は、クマ被害防止対策についてであります。

平成28年、平成29年とブナやナラの実が凶作となり、クマが餌を求めて人里に出没し、町でも目撃情報が相次いでいます。本年11月28日現在、全県で1,288件の目撃情報が寄せられていて、6月24日には藤里町で、9月23日には八峰町内で、それぞれ渓流釣りをしていた人がクマに襲われ重軽傷を負っています。町内の目撃情報の中には民家や通学路近くの情報もあり、その対策が急がれるところです。県立大の星崎和彦准教授は、今年多く目撃された子グマが一人立ちして行動範囲を広げる可能性に触れ、来年も出没が増えると思っておいた方がいいと話しています。県では平成30年度から、有害駆除を迅速に行おうと市町村への有害駆除許可の権限移譲をする方針を示していることから、今後のクマの被害防止対策についてお尋ねするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。 ○町長(加藤和夫君) 笠原議員のご質問にお答えをいたします。

今年は春先から11月まで、昨年にも増して人里近くへのクマの出没が多発し、約90件もの目撃情報が町に寄せられました。町ではその都度、状況に応じて猟友会員による緊急出動や定期巡回捕獲、オリの設置、防災無線による注意喚起などに努めてきたところです。

クマの捕獲数については、昨年は1年間で12頭の実績であったものが、今年は銃器で 8頭、オリで27頭、計35頭と昨年の約3倍の実績となっております。

笠原議員のおっしゃるとおり、県では平成30年4月1日から有害捕獲許可事務を権限移譲する方針であり、この12月1日付で県自然保護課長から市町村への権限移譲に係る意向確認の依頼通知があり、町では「受け入れする」旨の回答を県に提出したところです。これにより、人に危害を加えるおそれがある場合に限って、クマの有害捕獲許可事務が市町村の判断で実施できることになります。

これまで町では、有害駆除に関して県から一部鳥獣の権限移譲を受けております。鳥類では「カラス、ゴイサギ、カルガモ、キジバト、スズメ、ムクドリ、ヒョドリ、トビ、ドバト」の9種類、獣類は「ハクビシン」の1種類、今回これにクマが加わり、合計11種類の鳥獣について市町村の判断で有害捕獲できることとなります。しかし、これ以外のニホンザルやタヌキ、アナグマ、ニホンジカ、イノシシなど数多くの鳥獣については、これまでどおり県の許可申請が必要となっております。

さて、今後の町のクマ被害防止対策についてですが、次の4点について計画している ところです。

1点目は、クマの目撃情報が町に寄せられた場合は、その状況に応じて猟友会の協力 を得ながら、緊急出動や巡回捕獲、オリの設置、防災無線による注意喚起に努めること です。

2点目は、民家周辺での「家庭ごみや廃棄農産物、放置果樹など」、クマを誘引するようなものの管理徹底を町民に周知することです。11月22日に開催された行政協力員会議でも依頼したことですが、柿や栗、くるみの木などの早めの収穫や実の撤去、もし放置しているのであれば伐採するようお願いしたところです。個人で伐採できない場合、町に連絡いただければ伐採したいと考えています。

3点目は、緩衝帯を整備することです。今年、椿台地区に何度もクマが出没しましたが、 林地や原野の見通しをよくし、クマの出没を抑制するため除伐を行う「緩衝帯整備事業」 を県補助で実施する予定です。もし効果が大きければ、ほかの地区にも導入していきたいと考えております。

4点目は、山間部の町有林に栗やコナラなど「実のなる木」を植樹することです。山のブナやナラの実が凶作で、餌不足でクマが里に下りてくることを考えると、山間部にクマの餌場を確保することも「クマ対策の一つ」と考えているところであります。

- ○議長(芦崎達美君) 2番議員、再質問はありませんか。笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 今後の対策の前にです、これまでの対策についてお聞きしたいと 思います。

今町長の方から90件ぐらいの目撃情報が役場の方に寄せられたという話でしたが、90回も防災無線で出没情報は流していないと私は認識をしております。この寄せられたその情報をですね防災無線で住民に、町民に承知するのか、しないのかというのは誰が判断をして、どのような基準で誰が判断をしているのか、お知らせ願います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

90件流したかどうかは今確認しておりませんので、そこまでは答えられませんけども、いずれ必要に応じた防災無線の流し方は的確にやっていますので、回数が少ないから駄目だとかそういうものではないというふうに思っています。情報が入れば農林振興課の担当の方が出動することになっていますので、その判断、そして現地に行った際の猟友会との判断とか、様々な判断によって今のところ対応しております。クマの出没は土曜日・日曜日に限らず、時間内外にかかわらず出てくる問題ですので、リアルタイムに今来たからすぐ直ちにというような状況までは取り得ない部分もありますけども、最大限やれるものについては精いっぱい努力しながら、担当の方で周知をし、そしてまた駆除等の対策を進めているところでございます。そういう意味では、今年1年は担当者もかなり苦労したんではないかなと思っていますので、それらの経験をもとにしながらまた来年度頑張るようにしていきたいというふうに思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 私にある町民からこういう話がありました。クマを目撃して役場に通報しましたけども、防災無線で流さないと。その後また見たけども、どうせ防災無線で流してくれないと思って役場の方に通報しなかったという町民がおりました。今年はクマの出没が相次いで、魁新聞、そして北羽新報ともクマの特集をやってたのを皆さ

んご存じかと思いますが、県立大の先ほど言いました星崎准教授が、目撃情報は即時に 共有できる対策として役に立つので、地域レベルでの情報共有をどうしたらいいか、ま た、対策の優先順位をどうしたらいいか話し合う場があるべきだと、こういう話をして おります。住宅密集地では農林課だけで対応せずに、警察や市民の持っている様々な情 報を集め、統合共有して対応できればというふうに話しております。私はですね、土目 はしようがないにしても、やはり通報する町民にとってはですね、これを町民に周知し て、出たんだよと、危ないんだよということを知らせてほしいという気持ちで私は役場 の方に電話すると思うんです。これは本当に下手すれば町民の命に関わる問題ですので、 これからはですね目撃情報がありましたら即時防災無線で町民に周知していただきたい と思いますが、いかがでしょう。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

町民の側から、あるいは通報する側、あるいは学者の意見としてはそういうこともそうだと思いますけども、ただ現実問題、処理する今の状況の中では全てが100%そういうふうな体制でやれるかというと、はっきりいって自信がありません。担当の職員を24時間ここに張りつけて、クマ専門に来た情報についてやるとかという体制をとれば可能性はあるかもしれないけども、今の中で取り得る最大限の体制で我々は臨んでいるつもりでございますので、決して手抜きしたりそういうことは一切していませんので、最大限の努力をしてたということも認めていただきたいなと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 努力してるのは十分に分かりますけども、ひとつ私が疑問に思うのはですね、あまり住宅のない地区の畑とかの目撃情報が放送されてですね、住宅街とか通学路近くに出没したものが放送されないというのはいかがなものかと思いますが、どうでしょう。今一度答弁をお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

別に場所によって、これはやる、これはやらないという区別はしておりません。それからまた先ほど言った体制の中では、今出たから5分後に直ちに防災を流すと、こういうふうな状態までは今のところはなかなか取り得るような状態にはなっていません。したがって、時間差もたぶんありますので、その中では的確にそういうふうに情報を寄せ

られた人がさっぱり話しないじゃないかという受け止め方もされると思うんですけども、 状況によってなかなか個別に違います。それからまた、仮に、現地に役場職員も行くん ですけども、そこに警察あるいは猟友会の人も当然行って、いろんな判断の中でそこで 駆除できるかどうか、できるとすれば当然事前に今度は振興局の許可を得なければいけ ないので、そういう手続をしながら次の段階に入っていくという状況なので、非常に厳 しい中で我々も判断をして対応をしています。来年許可がですね市町村に下りれば、そ の判断だけは早くできるような状態になりますので、それは前よりは進んでいくんじゃ ないのかなとは思ってます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 防災無線関係については、まずこれまでにしておきたいと思いますが、続いてですね、やはりクマが来年も専門家が同様に出没するだろうという話であります。そうしますとまた猟友会という話になりますけども、猟友会も高齢化、そして会員不足ということでですね非常に大変だと思うわけであります。そこでですね、平成27年3月議会でですね鈴木議員が猟友会の会員不足ではないかというようなことで質問した経緯がございます。その時の町長の答弁がですね、「町にとっても会員不足は重要な課題であると認識しており、会員確保に向けてできる限りの支援をしていきたい」と答えております。これから2年9カ月になります。町では猟友会の会員の増やすためにどのような取り組みを今までされてきたのでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

まず新しく猟友会員になる、免許をとる場合には必ず金がかかりますので、この金を助成するように今町の方でやっています。現にそれを使ってなった人もおるわけでありますけども、ただこういう時代の中で、猟友会といろいろ協力を求めながら話し合いもするんですけども、やっぱり簡単に早々、今日声かけたから明日すぐなってくれるというような状況には今ないということははっきりしています。それからまた、体制のいろいろ違いもあって、どちらかというと人森地区の猟友会の人数が少ない、それから峰浜地区はある程度の数は確保されているんですけども、今後の体制を考えた場合に両方の体制の今の現状をですねしっかり分析しながら、両方の猟友会とも話し合いをしながら、これをどう乗り越えていくかということで町としても猟友会と話し合いをしながら、どうしたことをすればじゃあ増やしていけるのかということを一緒になって考えていきた

いなと。近々両方の猟友会との話し合いを持とうということで今計画しておりますので、 そういった場で具体的に猟友会の方とも話し合いながら有効性を探っていきたいなと思っ ていますので、よろしくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 猟友会の会員不足というのは、八峰町だけじゃなくてどこでもそうだという話は聞いております。このままでは、まずますます高齢化で辞めていく人がいても入ってくる人がいないという状況になってはですね、ちょっと困るなと思っております。そこでですね、猟友会の報酬のアップとかですね、もう少し手厚い制度といいますかそういうものが必要ではないかとは思いますが、町長はいかがお考えでしょう。
- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

県の方でもこの猟友会の人数の不足については注目しながら、今回のようにクマが出てきたという現状からすると、猟会員を増やすために県としてもその免許取得に補助を出すような動きが出されてきてますので、そういう面では町と一緒にやればかなり手厚くできるんじゃないかと、これが一つでありますけども、あと猟友会とのいろんな話の中で、例えばクマが出てきた時に出動する、その時の出動する経費の問題、それらについては猟友会の方からの要望を聞きながら今年も変えたわけでありますけども、いろんな形でそういう声も聞きながら、必要な求めている部分については我々も検討しながらできるだけ応えていくように、今までも頑張ってきましたし、これからも頑張っていきたいなというふうに思ってます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 先ほど町長の方から、今後の取り組みとして4つの課題といいますか政策が出されました。本当に思わぬこういうクマの、これも全国的なものでですね、本当に私が一番心配してるのがやっぱり人的被害が起きては困るという思いで今日一般質問をさせていただいておるわけでございます。町民の命がかかっている問題ですので、そして30年度から有害駆除許可が権限移譲されるわけですので、どうか町民の命を守るためにもですね、このクマの被害対策をこれからしっかりやっていただきたいということを申し述べて終わりにしたいと思います。答弁はいりません。
- ○議長(芦崎達美君) これで2番議員の一般質問を終了します。 次に、10番議員の一般質問を許します。10番山本優人君。

○10番(山本優人君) 皆さんおはようございます。議席番号10番、通告に基づき一般 質問をいたします。

はじめに、圃場整備について。

圃場整備事業は、不整形で小さな農地を大きい区画に整地し、農作業の生産効率を上げる目的の事業です。この事業を進める上で当然地権者の同意なしで進めることはできませんが、どうしても数名の同意が得られず事業に着手できずにいる地域があります。田んぼは狭く、作業効率も悪いばかりでなく、農道に至っては軽トラック同士がすれ違うことができず、夜中に田んぼの見回りに行けば側溝に車を落としてしまうこともあるのが実情です。地域を守り、農地を守っている皆さんも、息子も呼べないし農業をやめるしかないと言い、農業法人は効率が悪く嫌だと言います。町は一部の地権者の同意が得られず圃場整備事業の実施が困難な地域に対して、どのように対応していくのでしょうか。

国は、農業・農村が抱える高齢化や後継者不足、そして耕作放棄地の増加といった人と農地の問題を解決するために、農家の方々が地域の5年先、10年先の農地保有、あるいは経営のあり方についての展望について話し合い、その話し合いの結果を取りまとめて、町においてプランをつくり、そのプランに基づいて諸施策を実行していくという、ひと呼んで人・農地プランという制度を創設しました。当町においても人・農地プランを策定し、現在このプランに基づいて国の補助事業などを活用して担い手の育成確保や農地の利用集積を推進しているのだと推察しますが、将来の農家戸数をできるだけ減少させないためには、農業後継者の所得向上をしなければなりません。そのためには農地の規模拡大は不可欠と考えますが、推進する考えはあるのでしょうか。

また、県の担当によると、農地の集積・集約化は農地中間管理機構と関係機関、農業委員会との連携が重要で、地域の情報を農業委員会事務局や機構に伝えるなど積極的に意見交換してほしいと言われました。農地集約化をさらに進めるためには、担い手の確保、それと関係する地域の方々の協力をもらうことが最優先となります。県は就農人口の減少に対する政策を掲げ、担い手の育成、農地集積を進めていますが、現状では笛吹けど踊らずに近い状況にあると思います。農家というのは自分の土地が休耕していても、見ず知らずの人には土地を貸したがらないものだと思います。生産条件が不利な中間地域や急傾斜地の農地を多く抱える当町において、こうした人と農地の問題を解決するためには、生産現場や関係機関などが一体となり、不利な条件を克服しながら担い手を育

て、農地集積を進めていくことが強く求められております。こうした中、新たにスタートした農地中間管理機構が意欲ある担い手が耕作しやすい環境で農地の借り手となるよう、生産条件の整備への取り組みを強化する方向であると聞いており、人・農地プランの作成と見直しを合わせ、担い手の農地の集積が促進され、町の農業の持続的な展開が図られるよう大きな期待を寄せているところであります。当町の担い手の農地集積を進めるため、農地中間管理機構の連携など今後農地の集積にどのように取り組んでいくのか、質問いたします。

次に、雇用の確保について。

八峰町では毎年100人程度の人口減少が続いており、対策の具体化が待ったなしとも言 えます。地方経済の再生や雇用の確保、少子化対策の環境整備に主軸があるようにとら われがちな地方創生ですが、私たちの視点はあくまでもここに住む人にあると思います。 人が希望を持ち、生き生きと暮らせるまちづくりはどうあるべきか。地元企業、商店、 個人事業主の更なる経済力アップに努めるよう支援していかねばなりません。我が町に は360社あまりの企業があり、この企業の1割が1名の雇用を生めば、単純に36人の雇用 が生まれます。町内の雇用があれば36人もの人口流出防止になります。ハローワークに 求人を出すだけでなく、町一丸での共同募集を町内の企業に提出し、新規学生の採用枠 の確立や町外からの移住拡充策として町内企業に呼びかけてはどうですか。高校生や大 学生などに、八峰町の企業はこんなにも頑張っている、そしてあなたたちの力が八峰町 には必要であることを認識させ、八峰町の企業も企業としての地域貢献や就業体制など 多くの課題解先に繋がる場になるのではないでしょうか。八峰町の現状は、町内に雇用 があっても就職はより高い賃金を求めて都市就職が多く、人口流出に繋がっています。 東京で20万円の給料をもらっても、家賃、食費を差し引けば能代の15万円の給料と大差 ないと思うのですが、なかなか理解してもらえません。ならば、給料格差を縮めること が重要であり、人口流出と後継者確保のため町内企業に賃金アップの助成など有効な手 段と考えますが、いかがですか。

また、性別、年齢などの違いにかかわらず、自らの能力を高め、地域活動や仕事などを通じてその能力をいかんなく発揮し、自らが得意分野に応じた役割、居場所を持つ社会を実現するという理念が高齢者の生きがいと考えます。そうした中、高齢者の就労の代表としてシルバー人材センターが活発な活動をしており、このシルバー人材センターの更なる活発化も必要ですが、それまでの職歴における高い専門性や特殊な能力を十分

に活用した就労形態になっていないものと思われます。各人の能力や経験を生かして付加価値の高い仕事をし、それに見合った報酬を得ることができる社会の実現が不可欠だと考えると、昨年創設した資格取得支援事業の対象者を、高齢になっても資格を持ってさらに働く意欲のある高齢者雇用の機会がある制度に変える必要があると思います。対象者の年齢の撤廃の考えがありませんか。

残念ながら町長の勇退表明した後の一般質問は虚脱感が否めない中でありますが、新町長の職員の皆さんに引き継ぎ事項として伝えられるものとして質問をしました。よろしくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 山本優人議員のご質問にお答えをいたします。
 - 1点目の圃場整備についてであります。

能代山本管内では、昨年度までに30 a 以上の区画に整備された「圃場整備率」は、最も高い藤里町が82.5%、次いで三種町が79.1%、能代市は62.1%、八峰町は最も低い60.4%です。全県平均が82.9%であることを考えると、八峰町がいかに低いかが分かります。圃場整備の立ち遅れている本町において、土地改良事業・圃場整備の推進は重要課題であり、多くの農家が要望していることですが、一部農家の同意が得られず事業が進まない現状となっております。

1点目の「農地の規模拡大は不可欠である。推進策の考えは」についてであります。 現在、国庫補助による基盤整備事業は、農地集積加速化基盤整備事業、中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業、戦略作物生産拡大基盤整備事業など計画内容によって様々な事業があります。

八峰町は中山間地域に該当するため、10 h a 以上の受益面積で事業実施できるほか、 農家負担の7.5%についても、担い手への農地集積を進めることで限りなくゼロに近い負 担率となる事業ですが、関係者の100%同意が条件であります。大変有利な事業であるこ とから、粘り強く重要性などをPRしながら推進していくことも一つの方法と考えます。

もう一つの方法ですが、土地改良法等の一部を改正する法律が平成29年9月25日に施行されたことに伴い、新規事業として「農地中間管理機構関連農地基盤整備事業」が始まっています。この事業は、5 h a 以上のまとまった農地を農地中間管理機構に15年間貸し出すと、機構側で基盤整備を行い農家に貸し出すものです。整備事業に要する農家

負担12.5%は国が全額負担するもので、つまり農家負担ゼロで基盤整備ができるものです。ただし、関係農地の相続登記が行われていなければなりません。現在、全国の農地の約2割が相続未登記となっており、農地利用促進の妨げになっているようです。そこで、簡易な手続で農地中間管理機構に利用権設定が可能となる制度を創設するため、関係法律の見直しが次期通常国会に提出予定と聞いております。

現在、町内でも田中集落の野田地区で約8ha、畑谷集落の大台軸と小台軸周辺で約20haでの事業実施を目指して、管理機構や県、農林振興課の担当者が集落説明会を開催し事業内容を詰めている段階であります。ほかにも、整備工事の期間中は土地所有者の固定資産税が2分の1に軽減されることや、基盤整備を行う地域に地域集積協力金などの支援を受けることができます。したがって、今後は農地中間管理機構を通した基盤整備事業が農家負担ゼロで実施できることから、推進策の主体になっていくものと考えております。

また、現在行われている八森地域限定の「中山間畑地化整備事業」は、認定農家が2 名以上であれば事業実施が可能であり、水田を畑地化に向けた基盤整備工事を農家負担 ゼロで実施できるものです。町では、平成27年度から3年間で5.2haの整備を大持地区 で行っているほか、平成30年度からは乳母子沢地区で1.7haの整備工事に着手する計画 となっております。畑地化整備事業についても、事業の広がりに期待を寄せているとこ ろであります。

次に、2点目の「農地中間管理機構との連携強化の考えは」についてであります。

農地中間管理機構については、国の農政改革の目玉として制度化されたものであり、 農地のあらゆる利活用や国庫補助事業を活用する際に、機構絡みだと採択要件が有利だ とか、農家の恩恵が大きいとか、制度そのものが改善されてきているようです。1点目 の基盤整備事業にしても、機構関連の整備事業だと農家負担がゼロでできるとか、今議 会の補正予算にあったように、機構と契約している中山間の未整備の農地には支援金が 支給されるとか、農家にとって有利な点が多いと考えています。現在も管理機構の担当 者とは連絡を密にしながら事業にあたっていますが、今後とも、ハード・ソフト事業と も連携を深めながら事業を推進していきたいと考えています。

次に、「雇用の確保について」のご質問にお答えをいたします。

山本議員がおっしゃるとおり、現在、労働力不足は産業振興を進める上で重要な課題であり、雇用者確保への取り組みが喫緊な課題となっております。能代山本管内の労働

市場の動向を見ると、労働者不足が顕著にあらわれております。管内の平成29年10月現在の、一般とパートを含めた常用勤務の有効求人数は、前年同月比17.2%増加しましたが、有効求職者数は前年同月比5.5%減少し、有効求人倍率は前月と同水準の1.7倍となり、本年4月1.41倍を大きく上回っております。

このように求人の数に比べ求職者が少ない現象は全国的なもので、特に能代山本管内では労働力不足が慢性化しており、地域振興・産業振興を図る上で大きな妨げとなっていることから、今後、町としても他の市町村や企業・関連団体と連携して取り組む必要があると考えております。

さて、1点目の「雇用の促進策としてI・Uターンの雇用企業への助成制度の創設の考えは」についてでありますが、現在、新たな仕事を起こす、いわゆる起業に対する支援策として、町の場合であれば「八峰町雇用創出活動支援事業」、県の場合「起業支援事業」などの補助制度がありますが、既存企業が新たに従業員を雇用した場合は、Iターン者・Uターン者・町内居住者を問わず支援制度がありません。国においても起業に対する支援は充実しているものの、既存の事業者の雇用、特にIターン者・Uターン者を雇用した場合の支援策は現在見られません。

また、最近では県内に進出し、首都圏にある本社と同一賃金で雇用している企業が見受けられるようになりました。現実的に考えた場合、雇用を進めるためには、このように賃金面と福利厚生面の充実を図ることが最も望ましいのですが、それはなかなか容易ではありません。それでも、新規学卒者等の地元定着を進め、Uターン者・Iターン者を増やすためには、企業側の努力が必要なことは確かで、町としても、商工会や企業などと協議しながら課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の I ターン・U ターン者の雇用を進めるための企業に対する助成制度を創設できないかということですが、確かに地元だけでは労働者を確保できないことから、I ターン者やU ターン者を雇用する考えも一方法と言えます。ただ、企業に対する助成制度創設については、効果的な活用方法が現状では見当たらず、模索状態であることから、現段階では難しいものと考えております。

県外からの確保策としては、秋田県、秋田労働局、秋田県ふるさと定住機構が主催して、「秋田で暮らそう、働こうを」テーマに「Aターン就職フェア」を首都圏で開催しております。また、NPO法人ふるさと回帰支援センターでも同様の就職相談会を首都圏で開催しており、いずれも社会人や学生との個人面談、就職相談・移住相談ができる

ことから、企業側にとっては大きなチャンスの場となっております。このような労働力を求める企業側と就職や移住を求める側とのマッチングを図る相談会を、首都圏で年3回、秋田市でも2回開催しており、参加を希望する企業は登録するだけで参加が可能になります。また、登録・参加料等は無料となっておりますので、町内の企業に対し情報提供し、積極的な参加を促してまいりたいと考えております。

なお、この後の質問にある「八峰町資格取得支援事業」を活用し、Iターン者・Uターン者等の従業員の資質向上を図ることができますので、企業にも活用を働きかけてまいります。また、Iターン者・Uターン者のための支援策として定住奨励金制度がありますので、企業紹介、就職相談会等で情報提供していただき、雇用促進に活用いただければと思います。

2点目の「資格取得支援事業拡充の考えは」についての質問にお答えをいたします。

この資格取得支援事業は、仕事に役立つ資格または免許を取得する際の経費の2分の1を町が補助するもので、上限を10万円と定め、今年4月から運用しております。支援対象者は、町内に住所を有する満60歳以下の個人で、かつ事業所に勤務している就労者でスキルアップを図りたい方、在学中の方で就職に必要となる資格を取得する場合となっており、国家資格と国家検定・技能検定等を対象としており、12月10日現在で15名から19件の申し込みがあり、94万1,000円を補助金として交付しております。

この資格取得支援事業は、町民の需要もあり今後も多くの活用が見込まれることから、 内容の拡充を図りながら支援の幅を広げてまいりたいと考えております。

具体的に考えている1つ目が対象年齢の引き上げです。これまで対象年齢を60歳まで としていたものを、年金支給年齢の引き上げ等により労働年齢が上がることを想定し、 65歳に引き上げたいと考えております。

2つ目が対象者に個人事業者や会社等の事業主、いわゆる経営主を加えることです。 これまで、就労者・求職者・在学者で就職を目指している方、いわゆる雇用される側に 限り対象としていましたが、どちらかと言えば小規模事業者等においては経営主が直接 作業や業務に当たる場合がほとんどで、今年も問い合わせや要望があり、支援の必要性 が認められたことから幅を広げるものです。

3つ目が企業が従業員に資格や免許を取得させる場合も対象とすることです。これまでは、職場でのスキルアップを図る、または資格取得により就業を目指す個人に限り対象としておりましたが、企業側が従業員に資格や免許を取得させる場合であっても、従

業員の資質の向上、企業の育成が図られることから対象に加えるものです。

以上3点を緩和し、更なる就業支援、企業育成を図ってまいります。

なお、要綱を整備し4月から運用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお 願いいたします。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) 10番議員、再質問はありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 圃場整備については非常にいろんな支援という制度の中で進んでいることでありますけども、ただ、まだまだ圃場整備率が悪いというのはですね、やはり各農家というか引退した農家ですが、その引退農家の人方がなかなかそのルール、例えば中間管理機構というふうな存在を知らなかったりですね、そこに預ければどうなるのかというふうな内容を知らないというのが事実だと思うわけです。中間管理機構に任せてしまえば、借りる方もですね今後非常に中間管理機構は10年、15年という長いスパンで契約なるわけですから、借りる方もですね長期の稲作経営が計画できるというふうな状況になるわけで、そういうことで土地の農地所有者が高齢になってるせいもあるかもしれませんが、そういう農地の仕組みというふうなものが不認識な点が多々あって、この点が進まないのではないのかなというふうに思っておりますが、その点について考えをお伺いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

いろんな場面を通じながらこの点については周知はしてるわけですけども、今おっしゃったように引退した人があまり関心を示さないで分からない人もいるんじゃないかということでありますので、この後、昨日一昨日の農業委員会の改正でもありましたけども、これからの耕作放棄地の解消であるとか、やっぱり農地の有効活用を目指して農業委員、あるいはまた推進委員の方から頑張っていただくことにしておりますけども、そういった方々を通じながら、今耕作されてないそういう人方に対して積極的にですね機構の内容であるとかお知らせをしながら、できるだけ集積できるような形で町としても一緒になって頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 極端な言い方をすれば、引退した土地所有者の人方が全部管理 機構に任せてもらえれば一番簡単だわけですよ。ただそれに至るにはですね、そういう

ふうな知識も知らない高齢者の引退した人方をいかに説得するかというのはですね、やっぱり行政なり農業委員会が中心となって説明していかないと、借り手側の農家がいくら説明してもですね、なかなか難しい面があるわけです。ですから、積極的に行政の方からのアプローチが必要だと思いますが、その辺については対応できるのかどうかお伺いします。

- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

やっぱり貸し手と借り手がスムーズにマッチングする状態が一番肝心であるわけですけども、確かになかなか、もういいや、自分の代で終わるからどうなってもいいという方も中にはおるわけでありますけども、これからの農業の中でそういう土地をこういうふうな形で活用できるんだというそういう中身をですね、よく理解させていくために、先ほども申しましたけども、これから最適化委員とか農業委員の人方ともよく相談をしながら、できるだけやっぱりそういうものを通じながら理解してもらってマッチングできるようにですね、もちろん中間管理機構との連携も必要だわけでありますけども、町としてもそういう立場で一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○10番(山本優人君) ありません。
- ○議長(芦崎達美君) 2問目の雇用の確保についての再質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 今地元の採用がどの程度かというのがよく分かっていないわけですが、今町で支援して町内に残す対策というのが奨学金、奨学金の免除制度があるわけですけれども、大学に行って、町内の企業もしくはいろんなところに勤めれば奨学を免除するような事業があるわけですけども、そういうふうな高齢、違うな、高学歴の人間を確保するというための資金的な支援というのは、それはそれで優秀な人材を町内に戻すということは必要なわけですけども、ただそればかりでなくてですね、高校卒業して地元に就職する人間というのも町にとってはですね必要なわけで、あえて大学、専門学校に通った者だけがその資金的な支援を受けるということは、一方的なことではないのかなというふうに思うわけです。そういうふうな観点を逆に考えますとですね、地元の零細企業に就職する場合にもですね、東京に行かなくても済むような多少の資金援助

をすれば、あこがれる東京をやめて地元に残るというふうな選択肢もあるのではないのかなというふうに思うわけです。そういうことから雇用企業への助成制度はどうなのかというふうなことをお伺いしたわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

まず奨学金の支援策については、大学生卒業者だけ対象になるわけでなくて高校卒業した人もなりますので、そういう面では広く使われていくというふうに感じております。 やっぱり地元に就職していただくのが非常にいいわけでありますけども、それに伴って企業側がそういう人を採用した場合の賃金面であるとか、あるいは厚生福利の面であるとか、様々な面である程度企業側も努力しなきゃならないという問題もあります。 町がある程度助成すれば全てが解決するかというとそうではないわけで、そういう面で企業側といろんな話し合い、例えば商工会を通じながら何をやっぱり今必要とするのかということを我々も把握しなきゃならない状況があると思いますけども、ただ現実、今企業側に、じゃあしからば町の方で1年間の賃金を助成するからとかというようなこともまた取り得ることはなかなか難しいわけで、その限度というのはあるわけですので、お互いに今企業で最も求めているもの、最低これだけは必要だなというものがあればですね、そういうものを把握しながらこの後の検討素材にしていきたいなというふうに思っていますけども、今直ちに1人就職したからいくらというようなところまでは今のところは考えてはいません。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) すぐにあれせ、こうせ、こういうふうにやったらいいということはないわけですけども、例えばですね、企業と行政がですねお互いに金を出し合って少しずつ支援するという方法もあると思いますし、例えば、ふるさと納税で地元雇用のための資金を使うというふうなことだって考えられるのではないのかなというふうに思うわけです。その辺についていろんな考え、方法があると思いますから、一度検討していくという考えはないのかどうか、再度お尋ねします。
- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

先ほども少し申し上げましたけども、やっぱり主体となる企業側のいろんな考え方に ついてしっかり把握することが非常に必要だと思います。あと、方策として今議員がおっ しゃったようないろんな絞られる知恵があると思いますので、それはこの後、今おっしゃったような意見も参考にしながら我々としてもできるだけ生かして、どういうふうな形でもいいのかですね、企業側の意向も聞きながらこの後の対応に生かしていきたいと思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 次に、資格取得のことについて伺います。

先ほど、年齢の拡充、拡大として、するというふうなことで非常に満足しているわけですが、65歳でなくて、むしろ年に関係なくですね年齢を撤廃した方がいいのではないかと思いますが、答弁をお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

今年60歳でやった結果に基づきながら、もうちょっと年齢を上げるべきだと。しかも年金をもらうまでの間の年齢とありましたけども、じゃあ撤廃すると100歳でもいいのかと極端な話をすると、そうではないと思いますので、一定の歯止め、限度はあると思いますけども、まず65歳を当面はやってみてですね、その結果に基づいてまたいろんな判断をしていきたいというふうに思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○10番(山本優人君) ありません。
- ○議長(芦崎達美君) これで10番議員の一般質問を終了します。 休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

.....

午前11時26分 再 開

- ○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。次に、8番議員の一般質問を許します。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 傍聴の皆様には、大変お忙しいところ議会に関心を寄せていただきまして、誠にありがとうございます。議席番号の8番、今日の4番目の嶋津です。皆さんの期待に応えてお昼までには終えたいと思います。

さて、今定例会の私の質問ですが4つあるんですが、内容的にはいつものとおりわさっとしたものでございます。最初は林業関係について、関連は3点ですが、先般、島根県

の方に総務民生委員会の方で視察に行きましたんで、これもせっかく見せていただいた中で感じたことを2点ほど質問したいと思います。高齢化、それから、そういう地域の中でですね過疎化の進む中で地域課題に向かってる、そういうところを見せていただきましたんで、それらについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず1点目です。ナラ枯れ対策についてお伺いいたします。

当町でのナラ枯れ被害っていうやつは、先般の町長の報告にもありましたとおり、国道から見られるとおり大変な爆発的な勢いで拡大しております。能代山本管内でも新聞報道でもありましたが、特に当町の場合、被害が大きい、こういう状況のようであります。しかしながらその対策としてはですね、被害木の全体の前出された数字の中で言うと5%程度への対応ということで、ナラ枯れに対する拡大に追いつかない、そういう状況があると思います。これまでの町の対応と今後の対策についてお聞きしたいと思います。

2点目ですが、これも報道新聞で見て、あっ、これはいいことだなと思ってですね期待しておりました。林道、特に杉関係ですけども、原木輸出っていうことで大変こう好調なようであります。これの補助創設についてお伺いいたします。

秋田県の中国、あるいは韓国などへの原木輸出が大変好調で、8月で目標の2万㎡を超えたという報道でありました。林業でこんなにこう活力の話を聞くのは久しぶりだなと、こういう感じながら、この原木の輸出は木材の需用を増やすための手段の一つとして位置づけてるようだってことで思っております。他県では、この原木輸出に対して販売先の掘り起こしについて官民一体で協力体制をつくりながら、実施主体である例えば森林組合等に補助している、こういうところがあるようです。低迷する林業の打開策として、町、あるいは県の方にそういう支援策を創設するよう、そういうふうな考え方はないかどうかをお伺いしたいと思います。

3点目は、先ほど話のとおり島根県の方に視察に行った際の件でございます。当町と同じように菌床しいたけやってる産地を見ました。ということで、菌床しいたけの安定生産についてお伺いいたします。

島根県の奥出雲のしいたけは、皆さん分かるとおり確か正月の番組か何かで入ってましたけども、日本一の品種のしいたけってことでありましたが、たまたま今回行く機会がありましたんで見ました。合併前の町村名は確か仁多町ということで、以前、峰浜時代、取りかかった頃には確かカネボウさんのノウハウで、しいたけをスタートさせた、

たぶん同じ頃だと思います。ということで、村の方からも、あるいは J A さんの関係の 人方も視察に行ったと記憶しております。

で、今回の視察ですけども、そこの会社の方で、セクターなんですが、オガコの原料づくりからそれから販売まで地域内で行うという一貫システムということを確立していました。また、しいたけ生産をやっている農家が心配しないようにということで、価格の不安定がないようにということでセクターが全量買い上げ、直接買い取りですね、そして生産するという新しい方式で、精算制買い取り方式というものを採用しておりました。もっと驚いたのは、同社では種菌まで自社開発、こういうところまでやって農家を守る、そういう点に徹しておりました姿を見まして大変感銘したところです。

そこで、300万個のホダ生産に向けてスタートを切ろうとする平成30年なわけですけど も、しいたけの安定生産のため、今後の取り組み、そして意気込みについてお聞きした いと思います。

最後に4点目ですけども、同じく島根県の方を見ました。今回、私の提案でありませんでしたけども、皆さんの方から是非見たいということで島根県の雲南市ということを見ました。そこで新たな地域コミュニティ政策についてお伺いしたいと思います。

雲南市は、もともとは小さい町が6か所ぐらいこう合併したとこなんですけども、約3万9,000人ぐらいの人口だったと思います。そこの波多というところの波多コミュニティ協議会というところを拝見しました。そこでは、地域の不便解消ということで、協議会の方がお店を開いたり、あるいは地域内の何といいますか車を持ってない人のための足を確保したり、地域内交通を確保したりとかですね、あるいは地域防災などもそこの地区の、波多地区を中心にやっておりました。人口は314人の小さな集落でしたけども、そういう頑張ってる実態を見せてもらいました。

ところで、その雲南市をさらにこういろいろ資料を見ましたら、地域自主組織というのがその雲南市地域全体で30組織ほどあるそうで、それぞれ地域でそれぞれの個性を生かしながら、例えばあるところでは地域で子育て支援を行ったり、ある場所では週1回、閉店してる店を使って産地市だとか、あるいは寄り合いコーナーを開催したりということでいろんなこう活動が展開されておりまして、何か地方自治のオンパレードといいますか、競争をやってるなということを改めて見ました。最近こういう何といいますか、雲南市のことをマスコミでは課題解決先進地っていうことで何か取り上げてるようで、各地から注目されていることを改めて知りましたけども、島根県だけでなくて最近は四

国の方でもこういう運動が取り組まれてまして、小規模多機能自治ということで今各地 で取り組まれているようです。

そこで、当町も合併してから12年目っていうことになるわけですが、より地域が安心して暮らせるようにっていうことで新たな地域コミュニティ活動に向けた新制度、あるいは新政策を検討されてはどうでしょうかということで、合わせて4つ、町長の方にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 嶋津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「ナラ枯れ対策について」は、行政報告でも申し上げたところでありますが、 改めてお答えをいたします。

町では平成27度に、滝の間と本館地区で初めて31本のナラ枯れが確認され、国庫補助の政令指定病害虫防除事業を活用し、全て伐倒・くん蒸処理したところであります。

平成28年度はさらに被害が拡大し、229本のナラ枯れが確認されたところです。しかし、この年は能代市と三種町で初めてナラ枯れが確認されたことから、補助事業は能代市、三種町が優先され、町の駆除は平成29年度の県単補助「重点地域防除強化事業」を活用し、春駆除として89本を伐倒・くん蒸処理したところです。10月27日には、ナメトコ沢でナラの木10本に薬剤の樹幹注入を試験的に行ったほか、今年度中に約100本の伐倒・くん蒸処理を行う計画となっております。

平成29年度は藤里町でも被害が確認され、能代山本1市3町で被害が急激に拡大していることから、山本地域振興局森づくり推進課と連携し9月に現地調査を行うとともに、県ではヘリを飛ばして写真撮影し調査したところ、管内では4,531本の被害を確認したところです。うち八峰町は4,246本、能代市は156本、三種町は128本、藤里町は1本の被害状況となっております。

町では、被害本数が余りにも多いことや、道路もなく機械も入れない場所、急斜面で作業的に危険な場所などが多いことから、駆除できるのは限られてくるものと考えています。このため、道路沿いの景観に配慮したもの、補助対象となる被害木を主体に今年度中に一部を伐採するほか、平成30年度の県単補助「重点地域防除強化事業」を活用し、春駆除と秋駆除に分けて伐採駆除する計画であります。

2点目の「原木輸出への補助創設について」であります。

原木輸出は、「県北地区森林・林業活性化協議会」の呼びかけで始まっています。この協議会は、県北部の白神・北秋田・鹿角森林組合と能代山本、北鹿、男鹿南秋地域の16の素材生産業者により、今年3月に設立されています。

原木の輸出先は、木材資源が不足している中国の上海と香港で、昨年の12月から今年8月まで、1回約2,500㎡前後で、合計8回2万640㎡を出荷しています。日本ではチップにしかならない低品質材ですが、中国の製材会社では梱包用材、土木用材、コンクリート型枠用材など幅広く利用しており、価格面でも県内より若干高めということもあり、新たな活路として期待されているようです。しかし、特に6月から11月の期間は、協議会に加入している生産業者の多くが東北森林管理局との請負契約により国有林を伐採し、国内販売向け事業に従事しているため、輸出用の低品質材の原木がなかなか集まらないというのが課題であるようです。

嶋津議員からは「林業での所得拡大のため町からの支援を」ということですが、この原木輸出は広域的な取り組みであること、町単独での支援が効果的かどうか、そして現在町に対して協議会から支援の要望はなく、具体的な問題について把握できていないことから、今後は県やほかの市町村とも連携しながら、必要に応じて支援することも検討したいと考えています。

なお、現在、伐採に係る町単独事業の支援としては、国補助を受けて間伐した場合に 標準事業費の10%を嵩上げ補助しております。

3点目の「菌床しいたけの安定生産について」であります。

おがる八峰しいたけプロジェクトで進めてきた「菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設」は、間もなく完成し、1月中旬頃から100万本のホダを製造・出荷する施設として試験操業に入る予定となっております。

これまで菌床しいたけ栽培農家は、峰浜培養で製造・販売される200万本余りのホダを上限に、各農家に割り振りしながら栽培してきたところです。そのため、栽培規模を増やしたいとか、しいたけ栽培を始めたいという要望があっても対応できない状況であり、そんな農家等の要望を受けて今回のプロジェクトが始まったところです。施設の完成に伴い、町全体のホダ生産量は1.5倍の300万本に増強されることになり、しいたけ生産量も増加する、農家の所得が向上する、雇用も拡大される、そして何よりも後継者対策として新規就農者が育てられるということで、大いに期待をしているところであります。さて、「町としての今後の取り組み」についてでありますが、町が主体的に行う施設整

備は今年度で終了しますが、県と町が協働で行う「県町協働事業」は平成31年度まで続くことになります。

「県町協働事業」には4つの検討項目があり、そのうちの1つ「広葉樹の資源量把握のための調査・検討」は町が担当し、昨年度調査を終え、ナラの資源量は十分にあるという結果が出ています。残りの3項目は、「広葉樹搬出のための路網整備の検討」、「菌床培地製造・栽培実証試験の実施」、「広葉樹菌床生産の事業化に向けたシステムの検討」で、これは県が担当することになっています。これらの検討は、町内での原料の調達からホダの製造、栽培、販売までできるかどうかを実証するものです。当然のことながら、現在、岩手県西和賀森林組合から購入しているオガコよりも経費が安い、しいたけの生育が優れているなどが絶対条件になることは言うまでもありません。

また、種菌の開発については、相当の知識のある専門員が必要なこと、研究施設や備品が必要なこと、何よりも長年にわたる試験・研究が必要になることから考えておりません。

次に「地域コミュニティ活動について」についてでありますが、新たな地域コミュニティ活動に向けての新政策とは、嶋津議員から以前に提言があった「小さな拠点」や「地域協議会」のように、「地域のことは地域で決め、それぞれの地域が個性あふれる活動ができるような補助制度の創設」ということだと理解しております。

以前、皆川議員の質問の際にもお答えしましたが、地域コミュニティとしての自治会等の活動は、地域における町民同士の助け合いによって行われてきましたが、連帯意識の希薄化、役員の高齢化や担い手不足などにより活動が停滞傾向にある地域も見られたことから、「自治会育成支援事業」を昨年度までの3年間、地域コミュニティ活動の活性化策として事業化してまいりました。

本事業が「まちづくりにどのような効果を与えたのか」、「地域コミュニティ活動の 動機づけができたのか」などを検証中であり、この後検証を終えた段階で、新たな補助 制度の創設の是非を判断したいと思っております。

「総合振興計画」の「町民とつくるパートーナーシップのまちづくり」においては、まちづくりは、町民、議会、町が相互に理解し、お互いの立場を尊重しながら協働して進め、「自助、互助、共助、公助」の精神を再認識したまちづくりが求められているとしております。このことからも、一律に補助金を交付して自治会活動を促す「公助」ばかりではなく、町民、自治会等が地域課題に向き合い、課題解決のために自ら行動を起

こし、町が協働して課題解決に向けた支援をしていくことが、「町民とつくるパートーナーシップのまちづくり」に繋がるものと考えております。

なお、平成28年度から予算化している、地域課題に対応する団体も含めた活動費の助成制度「まちづくり支援事業補助金」は、引き続き計上することとしておりますので、地域において活動計画がある場合にはこれらの補助金を申請されるようご助言を願いたいと思います。

以上であります。

われてございます。

- ○議長(芦崎達美君) 8番議員、再質問はありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) まず1問目のナラ枯れ対策について、行政報告の中でもあったわけですけども、担当の方からも聞いておりますんで大体分かります。で、行政報告の中でありましたけども、補助対象となる被害木を主体にってありましたけども、このナラ枯れの場合、その補助対象になるとかならないってどういうところで分かるんでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。 補助対象になるものっていうのは、それこそ守るべきナラ林というふうなことでナラ そのものとして育てて活用すると、そういう森林なわけでございますけども、うちの方のナラ枯れになっているのは、例えば杉林の境界がわりに何本か残しておくとか、そういった部分的な意図的に残されて、活用はしないんだけども目印程度に残すとかそういうものが結構あるわけでございます。そういうものについては守るべきナラ林というふうなことで指定できないので、補助としてはできないというふうなことで県の方から言
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 先ほど町長の行政報告の中にもあったんですけども、平成27年31本から始まってですね、1年に7倍、さらに平成29年になると平成27年に比べて140倍ぐらいの拡大の速度をもって被害が出てるわけです。で、私、前にも質問したわけですけども、これ行政だけでやってもですね松くい虫と同様でお金かかるだけで成果があまり見えない、ただ町民の人方はやっぱり見えるところがかなりこう赤くなったりとかですね、被害を受けてることを見てるわけですんで、何か抜本的にやるといってもこれお金

ただかける、投げるよりは、もうちょっと町民のこう協力を求めて、個人で持っている 私有地の山については、できるだけ老木を切ってですね薪にするなり、何か違う、しい たけ栽培に使うとかですね、何かそういう呼びかけも必要ではないでしょうか、どうで しょうか。

- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

ナラ枯れについては一般的に3年目が一番大きいと、こういうふうに言われていますので、おそらく平成29年度がピークではないかなというふうには思っています。したがって、これからですね、先ほども申し上げましたけれども伐倒したりする範囲というのは限られた範囲になりますけども、それはそれとして進めていきますけども、今後私有地等につけてるもので不必要なものといいますか、そういうものなどあれば、できるだけ自分の中でもやるようにですね、これは呼びかけてまいりたいと思ってます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 約束のお昼まで終わりますけども、あるちょっと古い雑誌の中でこういうのありましてですね、今から5年ぐらい前の新聞でなくて雑誌の記事でした。 群馬県の方で森づくり取り組むそういうNPOさんあるんですが、ナラ枯れがあまりひどいものだからいろいろこう試しにやってみたということで、炭をその雑木林にまいて成果を上げてるという記事でした。カシノナガキクイムシですか、これが原因だということは分かるわけですが、土壌の酸性化っていいますか、これが進んでいくとこれが出てくるんだろうということで、この会の方では土壌の酸性化を食い止めるために炭焼きの炭くずとかですね、これを森にまくと。そうしたら、そういう結果、土壌の酸性化が改善されて、中にはその虫が入ったナラの木がですね息吹き返したというような話が、話っていいますか話題が載ってましたけども、ちょっと中身は5年前の話ですんで、例えばそういうものとか、あるいは炭焼きの時に出てくる木酢液ってあるんですけども、これも野菜なんかにかけると害虫から防げたりっていうことですけども、そういう試しをですね、ひとつ町でも木を伐採して駆除するだけでなくて、いろいろ取り組みしたらいかがなもんでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

嶋津議員が所属している白神里山クラブではいろんな試みをして、その中の一つが今

の炭とかやってるようでありますけども、うちの方で今のところですね全体的に町内で そういうものに取り組んでるっていうところはほとんど今ない状態ですので、どこでど ういうふうな形でやるとかっていうのをですね、今後ちょっといろんな情報を集めなが ら検討の素材にさせていただきたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 3年目が一番ピークだということで、4年目になったらどのぐらいになるのか分かりませんけども、町民の方にも広報等を使ってですね、そういう今のお話されたようなことを周知された方がよろしいかと思います。自然のこの災害ですんで、我々が心配してもどうもならないわけですし、いろんなこうお金を投資してもこれは何ともならないところがあると思いますんで、ナラ枯れに対策については町の方で町民へのPR等もひとつお願いして終わります。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁はいりませんね。 次に、2問目の原本輸出への補助創設についての再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 先ほど町長の方から、そういう協議会の方から町に対して補助を してくれという要望がないということですけども、できたら県段階ですね、各町村が連 携しながらこういう資材をですねお金にするように、いろいろこう工夫してもらえれば と思いますんで、何かの機会にお話し願いたいと思います。回答はいりません。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁はよろしいですね。 次に、3問目の菌床しいたけの安定生産についての再質問ありませんか。8番嶋津宣 美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 今回、島根の奥出雲のきのこを見たわけですけども、うちの方と変わっていいところは、農家さんが菌床しいたけ栽培やっても心配しなくていいと。種菌はちゃんとセクターが責任持ってやる。もう一つは、原料もそこの奥出雲の方でつくったオガコを使ってる。それから、販売しても全部それは全量買い上げで生産すると。そういうことで話を聞いたらですね、奥出雲の方はセクターといってもまちだけで農協さん関係なかったんです。だから手数料はとらなくて、自分方がパックセンターも経営し、オガコ工場も経営しながら、販売先も自分方が大阪とかですね名古屋方面にさばいて所得の方を上げてるということですけども、今からそういうふうな真似事せっても無理でしょうけども、特に種菌については当時のカネボウさんの方の系列の人が引っこ抜いて

つくったと。で、きのこも普通のきのこでなくて、ちょっと型の大きい、養分が10倍ぐらいあるということで、それが売りの一つでした。できたら今回300万個に達するわけですんで、今回は研修等の施設はできましたけども、研究の方は考えてないという話でしたけども、栽培の研究もあるでしょうけども、種菌についてはやっぱり、菌床については昔から種菌の劣化というやつがこれ当然あるわけで、10年ぐらいのスパンでこれは出てくる、これはっきりしてるわけですんで、ひとつ何かの機会に農協さんとも協議しながら、その菌床のですね種菌の開発っていいますか、ことも研究されるように私は希望したいと思いますけども、社長である町長からその点についてもう一度お願いしたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

奥出雲方式でいけばそうなるでしょうけども、八峰町の場合は三セク、農協と2つと いうことで、菌床は三セクでつくって、それは農家の方々が菌床を買って、そして栽培 して全量農協に売ると、こういうスタイルになっていますので、菌の供給、菌でなくて 菌床そのものの供給は心配なく今供給していますし、それから販売の方も農協を通じて やっています。それから品質の話も、今東京市場ではうちの方のきのこの品質は非常に 高く評価されていますので、今のとこ問題はないんじゃないかなと思ってます。いろん なものがありますから、例えば大型のものも確かにあることはあるんですけども、それ は市場のニーズ、それからまた栽培方法の違いなどで簡単にそれもこれもとやるわけに はいきませんので、ある一定程度そういうものを見ながら見極めをしていくということ が必要だと思います。問題は菌床10年という断定した話もありましたけども、ただ菌そ のものは、今供給を受けてるジャパンアグリテックでも研究室がありまして、日々改良 を重ね、そしてまた新しいものについても今研究しておりますんで、密接にそういうも のとタイアップしながら、1回ああいう事態がありましたので、かたく我々の方でもそ ういうことがないようにですね新しいものをしっかり研究して進めるようにということ は要望出しておりますけども、そういう連携をとりながら、今のとこ町自体として新し い施設をもってそこまで研究やるとなると相当な資金的なもの、設備的なものもかかっ てきますので、当面はそういうふうなスタイルでやるのがいいんじゃないかなと思って おりますので、今の八峰町方式の中で無駄な部分があればそれは改良していきながら、 現在の方式をさらに効率を高めるように頑張ってまいりたいというふうに思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 奥出雲の方は農家さんのですねリスク軽減ということで、もう徹底してその最終的なところにいってですね全量買い上げ、直接買い取り、そして生産する生産制買い取り方式というやつをやってですね、で、あと全部会社の方がそこで選別して、で、高いところを探して販売すると、こういうふうな形でやってますけども、これも今はちょっと無理かもしれませんけども、将来的にいいものを出す、そして農家の手取りをよくするという関係ではひとつ検討してもらえればありがたいもんだなと思うわけですが、前回の時も質問しました、オガコの関係です。うちの方で菌床を始めた時、県の方の林業担当の方では、やっぱり一貫生産がやっぱり最終的なところだろうと、そこでコストを下げるためにオガコまで地元で調達しながら作りながらですね、さらにホダの価格を下げていく、コスト低減っていうやつがこの事業には必要だろうということでしたけども、是非このナラのですね材を使ったオガコの生産までいけるように頑張ってもらいたいと思いますけども、前回同様な回答かと思いますが町長のお話をお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

確かに今外部から買っていますので、地元で材料が賄えるということはこれに越したことはないわけで、もっと早くからですねそういうシステムができれば、ナラ枯れにかかる前にそのナラを活用するという手立てがあったのかなとは思いますけども、これからの取り組みになりますけども、県の方でもできれば材積はあるので有効活用をしていく方向で検討を進めたいということでありますけども、ひとつは、ここの材が今の栽培に適してるかどうかというものもですね、ある程度実験して、実証してみないといけないわけで、そういう機関も必要になってくると思いますけども、そういうテストを、試験を経ながら、有効であれば地元にある材を活用するようにこれから頑張ってまいりたいなと、それはそのとおりでございます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○8番(嶋津宣美君) なし。
- ○議長(芦崎達美君) 4問目の新たな地域コミュニティ政策についての再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 約束時間、間もなくですんで急ぎます。

これも今までやってきましたけども、実は町長の方から話ありましたけども、そういう試験をするんであればまちづくり支援事業、町単の補助事業あるわけですけども、これを使ったらということで伺いました。で、うちの方の団体の方でもそれを使わせてもらいましたけども、使いづらいというか、人件費は当然支出できないわけですけども、これが平成29年度ですね、確か平成28年からできたわけですけども、平成29年度どのぐらいのまちづくり支援事業の方使ってるんでしょうか、実績の方は。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

残念ながら白神里山クラブ1件にとどまってるそうでございますから、今ご指摘を受けたように使い勝手が悪いのかどうか検証しながら次年度に備えてまいりたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 地域コミュニティ政策っていうことでやりましたけども、今までずっとこう町長の方だけ質問しました。で、波多のコミュニティ協議会、現在はコミュニティ関係の協議会ということで自治会をちょっとこうもっと拡大したような感じですけども、以前は公民館分館とかっていう形で何か進んだそうです。で、それを段々進化させて現在のその波多地区のような感じの今の新しいコミュニティ自治組織っていうことで、それも拠点の方は交流センターとかって名前でですね、それぞれ指定管理やって頑張ってましたけども、教育長はどうでしょう、この各地区に今ある集会所とかあるわけですけども、その公民館活動とかっていうことでそれをこう制度化する考えはないでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。 通告にありませんので、8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) すいません。ひとつこれは先ほど話した地域自治組織っていうのは、合併の時点ではそういうのはありました。地域自治区という形でこういうものできるって。そこで10年過ぎてる、12年目に入るわけですけども、地方自治法ではこれはいつでもつくれることになってるわけですんで、必ずつくったから金をやらなきゃ駄目だというわけでありません。ひとつ新しい政策として平成30年以降検討したらあれですね、地域がひとつのちっちゃい集落でなくて何集落かがですね、頑張っていろんなことを工夫して自分方の地域をよくするために頑張れと、そういうふうな形でひとつこう検討さ

れてくださるようにお願いして終わります。

- ○議長(芦崎達美君) 答弁はよろしいですね。
- ○8番(嶋津宣美君) はい。
- ○議長(芦崎達美君) これで8番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。再開は午後1時から行います。

午前 0時03分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

- ○議長(芦崎達美君) 午前中に引き続き一般質問を行います。 次に、5番議員の一般質問を許します。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 通告によりまして2点質問させていただきます。

最初に1点目でありますが、子育て支援についてお伺いします。

町では、こども園が無料、小・中学校の給食費半額補助、そして高校生まで医療費無料の支援をされております。十分と言えるかもしれません。しかし、高校生の保護者から時折、列車の料金が高い、町の補助があればいいのにと言われます。ある保護者は、どこの親もそう思っていると言っておりました。また、時間的に不便だし、経済的な負担も多いので、町外へ出ていくのではないかとも話しておりました。高校生になると義務教育と違い、教育費の負担が増えます。これから町も財政的に厳しいのは分かりますが、子育て支援の更なる充実を考え、保護者の負担軽減のためにも高校生の通学定期代に一部助成の考えはないか伺います。

次、2点目であります。防災士の養成についてお伺いします。

防災士の存在を、今年10月に行われた広域研修の危機管理産業展で初めて耳にしました。担当者の説明によりますと、防災士は日本防災士機構による民間資格で、阪神・淡路大震災の教訓から平成15年に誕生し、全国で平成29年6月現在13万1,905名認定されておるそうです。防災についての専門的な知識、技術を身につけ、地域や職場の安全と安心を担い、防災・減災活動をする人だそうです。町でこの制度を知っておられるかどうか分かりません。私は防災士の活動を十分に理解してはおりませんが、しかし、町で防災士の養成、活用を進めることが防災力向上に必要と考えます。町はどのように考えるかお伺いします。また、養成する考えがおありであれば、資格取得に費用の一部を助成する考えはないか伺います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) 腰山議員のご質問にお答えします。

「高校生の通学定期代に対し、保護者の負担軽減のため一部助成の考えはないか」と のご質問についてであります。

現在、八峰町在住の高校生は、中学校卒業生の人数を基本として見た場合、秋田市内の高校に入学した数名を除いて180名あまりの生徒が能代市内の高校に通学しているのが現状であります。高校生活の状況を見ますと、高校によっては多少の違いがありますが、例えば、朝は学習強化期間中として通常より早い特別授業、部活動に入っている生徒の早朝練習などがあり、また、授業終了後においても追加補習授業や部活動、さらに個人によっては塾や習い事に通うなど、多種多様な生活状況であり、通学の方法もその状態に合わせて様々でありますが、能代市内の高校4校に問い合わせたところ、学校によっては能代市山本郡内のほとんどの家庭が車を所有している中で、自家用車で保護者の通勤の途中や家業などの仕事前に、さらには祖父母から送り迎えをしてもらっている生徒などが多いと考えられ、このことは定期券購入のために発行する通学証明書の発行状況を見ても顕著にあらわれているとのことでありました。このようなことから、八峰町の高校生ついても同様に考えられ、少子化に加え、列車通学をしている生徒は少人数化の傾向にあると考えております。

ご質問の定期代の助成につきましては、列車通学のほか、先ほど述べた理由により自家用車通学の生徒も多いことを考えますと、保護者の負担軽減を目的として通学する生徒のみに定期代の一部を助成することは、自家用車で送迎されておられるご家庭や町民の皆様に不公平感を生じるのではないかと考えられ、現在のところ助成することについては困難と考えているところであります。

なお、高校に通う学生で経済的理由により就学が困難な方に学資金の一部を無利子で貸与する「八峰町奨学金貸与条例」もございます。条例に該当される生徒であれば通学定期代も学資金の一部に相当するわけでありますから、詳細については是非教育委員会にご相談してくださるようお願いいたします。

また、八峰町においては、先ほど腰山議員もおっしゃったように子育て支援、いわゆる保護者の負担軽減対策として、保育料の減額や無料化、給食費の半額補助、ゼロ歳か

ら高校生までの医療費の無料化などを他市町村に先駆けて実施しているほか、高校生に対しては、県による授業料無料化、また、路線バスの岩館線及び大久保岱線の能代市内までの高校生を含む運賃の半額を補助するなどの支援も行っており、以前に比べて保護者の負担はかなり軽減されていると考えております。

このようなことから、利用促進を図るため、通学手段において高校生の通学定期代を含むさまざまな優遇策を導入されておられる秋田内陸縦貫鉄道や由利高原鉄道沿線の自治体のように、今後、JRを取り巻く社会的状況の変化がない限りは高校生への通学定期代助成を制度化することは難しいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いします。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) 次に、2問目について当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 防災士の養成については私の方から答弁させていただきます。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の際、がれきの下敷きとなり生き埋めとなった3万5,000人余りのうち、警察や消防、自衛隊の公的救助ではなく、家族や近隣住民により救助された方が2万7,000人余に上り、さらにその8割の方の命が助かりました。そのことから、突発的で広域にわたる大災害が発生し場合、公的な救助「公助」を行うことには限度があり、住民一人一人が防災と災害に対処する知識や技能を身につけ災害に備える「自助」、そして万が一災害に遭った時には、地域で協力し被災した人を救助したり、火災の初期消火に努めるなどし、地域の被害を最小限に食い止める「共助」、そうした地域全体の生き延びる力である地域防災力向上の担い手として「防災士」が誕生したと認識しております。

防災士は、特定非営利法人日本防災士機構の主催する民間資格で、「災害時の公的支援が到着するまでの被害拡大の軽減」、「災害発生後の被災者支援活動」、「平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練」が主な役割となっており、平成7年10月に初めて216名の防災士が誕生し、本年11月末現在13万8,475人の方が防災士として、様々な企業、自治体、地域で活躍をしております。県内でも939名の防災士がおり、秋田県では日本防災士協会秋田県支部に登録された20名を「秋田県自主防災アドバイザー」に任命し、地域や自主防災組織の研修の際などに講師としてボランティアで活動いただいております。

当町では、地域防災計画の中で、地域防災力の向上のため自主防災組織の結成を促進

しており、現在5つの自治会から組織形成をいただいております。

今年3月の秋田県防災計画の見直しでは、緊急的な避難場所への移動や屋内での待機などを住民等自ら判断することを周知するよう町に対し求めているほか、地域の消防団も災害時などは公共的救助に当たることから、自らを守る「自助」、互いに助けあう「共助」の知識を有する防災士の資格を持った方が、自主防災組織や地域から必要とされ、その中で中心的な役割を果たしていただくことができれば、更なる地域防災力の向上に繋がるのではと考えております。

また、資格取得の際の費用の一部助成についてでありますが、資格取得には1人当たり6万920円が必要で、防災士研修センターの講習を2日間受講し、試験に合格して初めて防災士の資格を有することになります。県内では由利本荘市や大仙市のほか、能代市でも平成28年度から助成を行っておりますが、個人に助成を行っているのではなく、研修元である防災士研修センターに資格取得の費用を含め防災士養成講座を委託しており、地元でその養成講座を開催しております。地元で養成講座を開催する場合、最低50名以上の参加者が必要となり、仮に50名を下回った場合でも、50名分の経費304万6,000円必要となります。また、防災士研修センターが独自で行う養成講座は、札幌、東京、大阪といった大都市が会場となっており、個人を含め少人数で参加する場合は、会場までの旅費も必要となります。

先ほども申し上げたとおり地域防災力向上の向上に繋がるものとは認識いたしますが、 防災士の周知を含め、自主防災組織などの方々とも相談し、要望なども確認しながら検 討してまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) 5番議員、再質問はありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 定期券代助成についての再質問をいたします。

確かにただいま教育長がおっしゃいましたように、いろんな学校の事情によりまして送っていったりしている家庭も結構おるということですけれども、それは確かにそう言えるかもしれません。ただ、普通であれば列車を利用して通うのがまず一般的な考え方ではないかなと私は思っております。ただ早く、汽車時間が合わなくて早く行くのができなくて親がわざわざ送っていったりしている家庭も見受けられます。まず、ついでにいく家庭ですと、まず経費もかからないし、それはそれでよろしいと思いますが、やはりまだまだ列車通学の子どもは多いと思います。はっきりした数字は把握しておりませ

んが、おると思います。それで、やはりそういう保護者の声というものはやはり謙虚に聞く耳を持ってですね、できればなるべくそれに応えてやるようなやっぱりそういう行政のあり方というものもまたこれは必要だと私は思いますが、教育長いかがですか。よろしくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) ご質問にお答えします。

私どもは保育料も給食費も含めて所得に関係なくして補助を、優遇策を講じております。こういうことから考えますと、やはり車で送っている、また通学途中もあろうかと思いますけども、通学定期を購入する生徒のみに補助をするということについては、そぐわないんじゃないかなと思っております。県内を調べましたところ、県内で1市だけ、高校がないもんですから秋田市に通う、また生徒、定期代を最高額3,000円を補助しているところが1市だけあります。そこはやはり定期代だけに補助するということは不公平でないかというのがたびたび議会で問題になるという話も聞いておりますし、議事録を見ると全くそのとおりになってるところもあります。そういうことから考えますと、私どもとしてはやはり等しく不公平感がないようにするためには、やはり仮に3,000円を上限として補助した場合、180人に補助するということになりますと年間800万円の財源が必要となります。やはり差別をつけないでやはりするということであればですね、ちょっと定期代だけに補助するということについては、もう少し考えなければならないんじゃないかなと思っております。

ちなみに、通告をいただいてから私、11日と12日と昨日と定期券で通ってる生徒の降りてくる駅で、誰か迎えにきてる人がいないかなと思って3駅にうかがいました。11日は八森駅でした。それはおじいちゃんが迎えにきてました。歩けば10分のところを車で迎えにきてました。直接定期代と関係ありませんけれども、たまたま知ってるおじいちゃんでありましたので雑談したら、5分くらい遅れてきたんです、迎えに。そしたら何で5分遅れたかと、娘さんがおじいちゃんを罵倒しました。12日の沢目については、ありがたいけれども、もっと支援の必要なお年寄りや何かあるんじゃないか、そっちの方も考えてみたらいいじゃないかという話でした。昨日は19時26分に岩館の駅におりました。その時もおじいちゃんでした。やっぱり12日の沢目と同じように、もっともっと必要な方がおるはずだからそっちの方も考えてみれば、ありがたいけれども私は毎日こうして迎えにきてるという話をされておりました。そういうことを考えますとですね、もうちょっ

と検討の余地があるんじゃないかなと考えております。 以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) ただいま教育長のお話では、180人ですか、それに助成するとすれば800万円というような数字を提示されましたけれども、私の試算では400万円くらいで済むと思っております。そこら辺、まず別にあれです、ここでどうのこうのあれではないですけども、そこ私は試算しております。まずいずれにせよ、今後また考える余地があります、考えるというか検討する余地がありましたら検討してみていただければ幸いと思います。ひとつどうかよろしくお願いします。これで終わります。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁はよろしいですか。
- ○5番(腰山良悦君) はい。
- ○議長(芦崎達美君) 2問目の防災士の養成についての再質問はありませんか。5番腰 山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 私も認識不足といいますか、今回初めて防災士という存在を知って、何でこれまで分からなかったんだろうかと疑問に思った次第であります。それで深くこう説明を聞いたわけでもないんですが、大体こういただいた資料とかそういうのを参考にして考えてみましたら、やはり確かにそういうリーダーたるそういう専門的な知識を持った人がいるということは、非常にこう心強いと私は考えております。確かに消防団もおりますし、常備消防もおります。しかし、地域防災組織もあります。しかし、何といいますか、全て、全てといいますか、専門的なそんなに防災について知っておるかといいますと、私はそうでもないのではないかなというような感じを受けております。

この防災士の資格ですけれども、参考までに言いますけれども、3万人もの人が警察官やそれから消防士ですか、それから郵便局長、そういう方々が3万人以上おられるという話も聞いております。ということは、やっぱりいかにそれが、防災士そのもののが地域における防災・減災のための何といいますか、に必要かというようなことですので、確かに私が数字的に見るところでは秋田県は一番遅れてるような感じがしております。ただ、隣の能代市では何か一生懸命取り組んでおるようで、これもはっきりした数字つかんでおりませんが100人以上はいるような、この前報道でもあったようですけども、私はあまり数字が頭の中に入っておりませんが、何か一生懸命頑張って取り組んでいるようなことですので、是非とも町長には頑張ってそういう組織を、組織といいますか、そ

ういう養成のための支援をされるよう頑張っていただければなと、そういう思いでお願いしたいと思います。もう一度よろしくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

秋田県が遅れてるところは遅れてる、数によってそうなのか分かりませんけども、いずれ防災士の任務は非常に大事な任務を背負ってるということはそのとおりでございます。で、今町の方で一番重点的に進めてるのは防災の自主組織をいかに強化していくかということで、それを重点的に捉えていますし、今5か所つくられていますけども、それをしっかりつくり上げていくと。で、防災士がこれから仮にいるとすれば、その自主防災組織の中で一緒になってどういうような力を発揮していくか、こういう体制の方が望ましいんではないかなと。自主防災組織と地域の中の人たちとの繋がりがきちっとできていく状態の方が望ましい姿ではないかなと思っています。

先ほども申し上げましたとおり、これは何かの試験を受けてすぐパスじゃなくて、一旦委託をしながら50人規模の講習会を開いて、その講習終わった人をさらにこの試験というふうな段取りになっていきますので、今町でですね1人か2人しかもし応募ないのに50人分のそれをかけてやるというのもどうかと思いますので、いずれそういう組織が強化されて、いや、こういう人材もう少し町の方で各自主防災組織とか、あるいは能代みたいに避難所を中心にやるとかっていう状態になると、その時また考える余地もあるんじゃないかなと思いますので、当面はまず、今講習会すぐ直ちにやるというような状況でありませんけども、とりあえず今の段階では町のそういう自主防災組織をしっかり育てていくということに重点を置きながら頑張っていきたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 何か町長の言ってることに対して反発でもないですけども、するような感じですが、確かに今、自主防災組織立ち上げて何年になりますか、3年、2年か3年ですか、実態を見ておりますと訓練はしております。それは見ております。ただ、何かその見る限りでは、やはり本当に有事の場合に、緊急の場合に果たしてそれが機能するかということを考えた場合、私は疑問に思うわけなんですよ。例えば高齢者、ひとり暮らしの人に対する気の配り方とかそういうあれに対する、そういうあれっていうのは何かちょっとまだまだそこら辺まで組織そのものがあれしてないと、活動していない、活動していないというか、そういうような気がしております。そういうことで、やはり

まず必要だということですね。

あと、今講習会の話がありましたけれども、これは自分方で開く講習はまず50人なら50人いなければ駄目だと思うわけなんですが、近くの会場へ行って講習受けるということもできるわけだと思います、私は。だから例えば青森なら青森の弘前で講習会あったら、そこへ行って講習受けてやればできることなんですよ。必ずしも自分のところで50人集めてやらなければ駄目だというようなそれはないと思いますので、そこら辺もう一度確認していただきたいと思いますけれども。

- ○議長(芦崎達美君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、やっぱり災害に備える場合は、まず自分自らの命は自分で守っていく自助の防御の姿勢が一番基本になると思います。それで、次には地域の中で、おっしゃったように弱い人とか、あるいはいろんな人が住民におるわけですから、それをどうやって有事の際にやっていくのかが共助の役割、そういう、それと合わせながら公的ないろんな機関と密接に絡み合ってやっていくというのが今の災害対策でありますけども、その中で基本となるのはやっぱり住民が、末端の住民にいてそういう地域の事情も分かるそういう組織をつくることが一番肝心な状態です。だから今機能してないとすれば、まだそれが十分機能されていないのでそれを強化していくことが非常に大事ではないかなと思っています。いずれ防災士もこれからいろんな状況の中で自主防災組織が強化されていけば、そういう人もやっぱり中には入ってしながらやっていくべきだという意見は当然出てくると思いますので、そういったことも必要ではないかなと思ってます。

あと、さっき言ったように50人ってのは、町なら町で主催して50人分の金払えばいつでも講習会は開けるんですけども、それだけの受けるというそれだけの人を今見込める今の状況ではないので、やっぱりそういう空気を醸成してやっぱりそういうものを配置すべきだという段階で講習会も開いて育てていくと。ほかさ行く場合は、さっき言ったようにやるとこが限られたとこですので、非常に、札幌とか東京とか大阪の大都市でやっているので、それ以外は皆単独でやってるわけでありますので、札幌とか東京まで受けに行くとすればその旅費もみなければいけないので、ちょっとそこまでは対象として支援するというのはちょっと無理があるんじゃないかなと思いますので、まずそういったことで町としては自主防災組織をしっかりつくって、その中でいろんな問題を前に進め

ていくというようなことで頑張っていきたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) まず、今後の課題として検討していただければと思いまして質問 を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
- ○議長(芦崎達美君) これで5番議員の一般質問を終了します。

日程第3、陳情第8号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての 陳情についてを議題とします。

本件については、12月13日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について 総務民生常任委員会委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

12月13日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情について、12月14日、総務民生常任委会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、核兵器を禁止することは世界の趨勢・共通認識になっており、我が八峰町 も「非核宣言」をしていることから、本陳情は全会一致で採択と決定いたしました。

○議長(芦崎達美君) 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより陳情第8号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(芦崎達美君) 起立多数です。したがって、陳情第8号は採択とすることに決定 しました。

日程第4、発議第8号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書提出についてを 議題とします。 朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長(藤田吉孝君) そうしますと、発議第8号をご覧ください。

発議第8号

平成29年12月15日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美 様

提出者 八峰町議会議員 菊 薫 地 賛成者 同 上 也 皆 川鉄 IJ 悦 腰 山 良 柴 正 高 田 嶋 津宣美

核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由でございます。陳情第8号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書 採択についての陳情を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する 必要があるためでございます。

以上でございます。

- ○議長(芦崎達美君) 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、陳情第9号、消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情についてを議題とします。

本件については、12月13日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について 総務民生常任委員会委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

12月13日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情について、12月14日、総務民生常任委会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、国では10%の増税により子育て支援や教育の無償化等の施策を推進し少子 高齢化対策の効果が期待されることから、本陳情は全会一致で不採択と決定いたしまし た。

○議長(芦崎達美君) 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第9号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

(替成者起立)

○議長(芦崎達美君) 起立少数。したがって、陳情第9号は不採択することに決定しま した。

日程第6、陳情第10号、「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の 処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書についてを議題とします。

本件については、12月13日、委員会付託となっていましたので、審査の結果について 総務民生常任委員会委員長より報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

12月13日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書について、12月14日、総務民生常任委会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、高齢化社会へと進む中、介護保険制度全般にわたっては今後もその充実・ 強化が求められていることから、本陳情は全会一致で採択と決定いたしました。

○議長(芦崎達美君) 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番須藤正人君。

- ○4番 (須藤正人君) 陳情書と意見書が違う部分があるんですね。削除されている部分といいますか、例えば陳情書は、この5番目まで意見書が載ってるんですが、これ3つです意見書は。特に、この陳情のですね「社会保障費の削減を中止すること」とあるんですね。これ政府で社会保障費が年々増大しているから消費税を10%に上げて、それを教育と社会保障に回すと、これを今国でやろうとしてるわけですよ。それがあたかも社会保障が毎年削減されているような文章に陳情書はなってます。それでこの意見書は、それが消えてます。一部採択ではないでしょうか、委員長。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁をお願いします。

今、須藤議員は消費税の……。

- ○4番(須藤正人君) 消費税の社会保障費の削減についての。
- ○議長(芦崎達美君) 理由。裏に書いてあるとおりのこと。
- ○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) その部分についての詳しい議論はいたしませんでした。また出ませんでした。ただ、この項目にわたってですね5項目ありますが、その中には、ええ、陳情ですね、あたってはですね、やはり当町を考えた時に例えば特養の問題とか、あるいはこの介護報酬の大幅に引き上げることとかですね、ちょっとこの文言に大変不都合あるなと感じはいたしました。しかしながら、これが全体の趣旨としてですね介護制度の充実・強化を図る、そういう観点から全会一致でこれを採択するに至ったということでございます。ちなみに1年前にも同様の陳情がございました。それも採択いたしております。

よろしいですか。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) はい、委員長戻ってください。

ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者

の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書を採択することに賛成の方は起立 を願います。

(賛成者起立)

○議長(芦崎達美君) 起立多数。したがって、陳情第10号は採択することに決定しました。

日程第7、発議第9号、「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の 処遇改善と確保を国に求める」意見書提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長(藤田吉孝君) それでは、発議第9号をご覧ください。

発議第9号

平成29年12月15日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美 様

提出者 八峰町議会議員 菊 地 薫 賛成者 同 上 皆 川鉄也 IJ IJ 腰 Ш 良 悦 柴 田 正 高 嶋 津 盲 美

「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇

改善と確保を国に求める」意見書提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。陳情第10号、「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、 介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書を採択する旨決定した ので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長(芦崎達美君) 意見書の内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可 決されました。

それぞれの関係機関に意見書を送付いたします。

日程第8、陳情第11号、国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の 陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、12月13日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会 委員長より審査の経緯と結果について報告を願います。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

12月13日の本会議にて総務民生常任委員会へ付託となっておりました、国民健康保険 都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書について、12月14日、総務民生常 任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、国民健康保険都道府県単位化については、平成30年4月からの運用に向け、 既に県内の市町村でより効果的な実施に向けた準備が進められていることから、本陳情 は全会一致で不採択と決定いたしました。

○議長(芦崎達美君) しばしお待ちください。

これより陳情第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(芦崎達美君) 起立少数。したがって、陳情第11号は不採択とすることに決定しました。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により、次期議会の 会期日程等議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査 の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと おり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年29年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時47分 閉 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

_ 同 署名議員 11番 門 脇 直 樹 ___

同署名議員 1番 鈴木 一彦

同 署名議員 2番 笠 原 吉 範